

第三十一回
国会

参議院社会労働委員会會議録第一号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午後一時三十二分開会

その補欠として西田信一君、斎藤昇君、草葉隆圓君及び坂本昭君を議長に
おいて指名した。

委員氏名

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
理事 柴田 榮君
理事 山下 義信君
理事 中山 福藏君
理事 有馬 英二君
理事 石原幹市郎君
理事 紅露 みつ君
理事 榊原 亨君
理事 高野 一夫君
理事 谷口弥三郎君
理事 西田 信一君
理事 横山 フク君
理事 片岡 文重君
理事 木下 友敬君
理事 小柳 勇君
理事 坂本 昭君
理事 藤田藤太郎君
理事 田村 文吉君
理事 竹中 恒夫君

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
理事 柴田 榮君
理事 山下 義信君
理事 中山 福藏君
理事 有馬 英二君
理事 石原幹市郎君
理事 紅露 みつ君
理事 榊原 亨君
理事 高野 一夫君
理事 谷口弥三郎君
理事 西田 信一君
理事 横山 フク君
理事 片岡 文重君
理事 木下 友敬君
理事 小柳 勇君
理事 坂本 昭君
理事 藤田藤太郎君
理事 田村 文吉君
理事 竹中 恒夫君

委員

石原幹市郎君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
齋藤 昇君
谷口弥三郎君
西田 信一君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
山下 義信君
竹中 恒夫君

委員の異動

十二月十二日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長に
おいて指名した。

十二月十五日委員西田信一君及び横山
フク君辞任につき、その補欠として佐
藤清一郎君及び小林英三君を議長に
おいて指名した。

本日委員佐藤清一郎君、榊原亨君、有
馬英二君及び藤原道子君辞任につき、

国務大臣 厚生大臣 橋本 龍伍君
政府委員 厚生政務次官 池田 清志君
厚生大臣官房長 森本 潔君
厚生省保険局長 太宰 博邦君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省保 牛丸 義留君
險局次長

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠互選
○調査承認要求の件
○委員派遣承認要求の件
○国民健康保険法案(内閣送付、予備
審査)
○国民健康保険法施行法案(内閣送付、
予備審査)
○社会保険制度に関する調査の件
(健康保険等に関する職員の汚職問
題に関する件)

○委員長(久保等君) ただいまより社
会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。十一
月四日付をもって、松澤靖介君、西岡
ハル君、草葉隆圓君及び齋藤昇君が辞
任し、その補欠として坂本昭君、西田
信一君、石原幹市郎君及び有馬英二君
が選任されました。十一月十二日付を
もって、坂本昭君が辞任し、その補欠
として藤原道子君が選任されました。
十二月十五日付をもって、横山フク君
が辞任し、その補欠として小林英三君
が選任されました。

○委員長(久保等君) この際、理事辞
任の件についてお諮りいたします。理
事山下義信君から辞任の申し出がござ
います。これを許可することに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認
めます。よって理事山下義信君の辞任
を許可することに決定いたしました。

ついで、これよりただいま辞任い
たしました理事の補欠互選を行いたい
と存じます。その方法は、成規の手続
を省略いたしまして、委員長の指名と
いたしたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認
めます。

それでは理事に木下友敬君を指名い
たします。

○委員長(久保等君) 調査承認要求に
関する件についてお諮りいたします。

社会保険制度に関する調査、労働情勢
に関する調査も従来通り、今期国会開
会中においてもこれを行うことといた
しまして、調査承認要求書を本院規則
第七十四条の三により、議長に提出い
たしたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認
めます。

なお、要求書の案文の作成並びに手
続等は委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないもの
と認めます。

○委員長(久保等君) 次に、委員派遣
承認要求についてお諮りいたします。

ただいま決定いたしました調査事件
が議長の承認あつた場合、これに関連
して委員派遣を行うことにいたしました
ので、その調査項目、人選、日時及び手続
等については委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認
め、委員派遣を行うことに決定いたし
ました。よってこれが実施について
は、委員長は理事と協議して進めるこ
とといたします。

○委員長(久保等君) 国民健康保険法
案、

国民健康保険法施行法案、

右両案を一括して議題といたしま
す。提案理由の説明を願います。

○国務大臣(橋本龍伍君) 通常国会も
始まりまして、これから国民健康保険
法その他の法案の御審議を願うことに
なります。どうかよろしく願いた
します。

ただいま議題となりました国民健康
保険法案につきまして、その提案の理
由を御説明申し上げます。

福祉国家の理想を実現して参ります
ために、政府はつとに社会保障の向上
及び増進に努力して参つたところであ
りますが、各種の施策のうち、最も緊
急を要するものが、疾病に対する医療
保障の整備にありますことは、広く一
般の認めるところであります。

このため、政府は、昭和三十三年
度から最重要施策の一つとして、昭和
三十五年を目途とする国民皆保険の達
成を掲げ、国民健康保険の普及を中心
に諸般の基礎的条件の整備を進めて
参つたのであります。

この法律案は、さきに、社会保険制度審議会が行なった医療保障制度に関する勧告にこたえて、現行の国民健康保険法を再検討し、財政上の裏づけとともに国民皆保険の基礎法として、現行法を全面的に改正しようとするもの

でありまして、社会保障制度審議会におきまして、慎重審議の結果、原則的に賛成を得、さらに答申の線に沿つて所要の整備を加え、御承知のごとく、第二十八回国会に続き、第三十回国会において御審議をわすらわしたのでありますが、ともに、不審審議未了と相なつたのであります。

本改正案は、前国会における修正点を全面的に加えるとともに、御審議の経過を十分に尊重し、本国会において再び提案し、御審議をわずらわしいと考える次第であります。

この法律案の要旨とするところは、
第一に、国民皆保険態勢の確立のため、国の責任を明確化したことであります。現行法では、療養給付費の二割と事務費の全額に對しまして補助金を

交付しているのですが、療養給付費補助金は総額で療養給付費の二割とし、そのうち二〇％を財政調整に充てて交付しておりますため、療養給付費の最低一割二分程度から二割五分程度までの交付割合が市町村によって相違し、概して申し上げますと、地方財政の良好な市部には不利となっておりますわけでありませう。これからの普

及の重點は、大都市を含む市部にありますので、普及の障害を除去することにも、国民健康保険に對する国の責任の明確化をはかるため、従来の補助金を負担金に改め、療養給付の二割は、どの保険者に對しても負担することとし、事務費につきましても負担金とするのはか、新たに療養給付費の五分に相当する調整交付金制度を設けて、国民健康保険財政を調整し、負担の公平及び内容の充実をはかることとしたのであります。

第二に給付内容の充実であります。従来の国民健康保険は、健康保険と比較いたしますと、給付範囲の面でも著しく劣っていたのでありますが、これを健康保険と同一とし、また、給付割合も、大多數の保険者が五割にすぎなかったものでありますが、財政の充実とともに、これについても漸進的に向上を期することができるようにした次第であります。

第三に、国民健康保険における療養担当者制度につきまして、最近の医療の実情に應ずるとともに、この事業に協力を希望しているすべての私的医療機関が参加し得ることとともに、各般の規定におきまして、公私医療機関を差別せず、全く同一の法律的取扱ひをいたしております。

国民健康保険の被保険者は、都道府県知事の登録を受けた国民健康保険医または国民健康保険薬剤師から療養を受けるものとし、国民健康保険の療養の給付の取扱いをなさんとするもののは、その旨を都道府県知事に申し出で、これが受理されることを要するものとし、申し出の受理の拒否、取消等につきましても、地方社会保険医療協

議会の議を経ることとし、さらに弁明の機会を与へ、診療報酬につきましても、保険者と療養担当者が協議して定めるため、割引等がみられたのであります。また、健康保険と同一とし、また、健康保険法の規定による保険医療機関の地位を失わないようにする等その地位の安定をはかったことであります。

第四に、昭和三十五年度までの及び

その後の例外的な経過規定を設けまして、市町村が国民健康保険を実施する建前としたことであります。

政府は、この法案の成立によりまして、いまだ医療保険の対象となっておられない約二千万人に近い国民に一日も早く医療保障を及ぼしたいとお願いいたしておるものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま議題となりました国民健康保険法施行法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本法案は、国民健康保険法案の施行のため必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行おうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険事業の開始の勧告及び助言の制度を設けたことであります。国民健康保険の未加入者を一

日もすみやかに解消せしめる趣旨から、昭和三十六年三月三十一日以前においても、厚生大臣及び都道府県知事が未実施市町村に対して事業の開始につき勧告または助言を行うことができることとしたのであります。

第二に、国民健康保険法案においては、国民健康保険を行う主体を市町村及び従前の同一の事業または業務ごとに設けられる特別国民健康保険組合に限定いたしましたので、全市町村が事業を実施するに至る昭和三十六年

三月三十一日までの間は、現に事業を行なっている普通国民健康保険組合及び農業協同組合等の社団法人について、引き続き国民健康保険を行うことができることとし、これらに対する国庫負担等については市町村とみなすこととしたのであります。

第三に、国民健康保険法案におきましては、療養の給付の範囲を健康保険と同一といたしました。これによる

急激な影響を避けるため、当分の間、政令で定める範囲のものは、給付を行わないことができる道を開いたことであります。

第四に、以上のほか、経過措置といいたしまして、現行法に基く療養担当者等が新法の国民健康保険医、国民健康保険薬剤師または療養取扱機関となる

ことに伴う必要な規定、現行法と国民健康保険法案との被保険者の範囲の相違による必要な調整規定等を設けることとしたのであります。

第五に、国民健康保険税の賦課方法を整備する等、国民健康保険法案の施行に伴う必要な関係法律の整理を行うこととしたのであります。

以上が、この法律案を提案いたします。

した理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

以上で両法案の提案の理由の御説明を申し上げたのでございますが、この際、もし委員長からお許しを得ますやうに、先般ありましたはなはだ申しわけのない事件でございますが、保険関係の汚職事件につきまして経緯の御報告を申し上げたいと思ひますが、よろ

しゆうございますか。

○委員長(久保等君) それではこれより兩案の審査に入るのであります。が、最近兎覚いたしました健康保険等に關連して惹起した關係職員汚職問題は、本法案の審査上にも重大な關係を持つものと考えられますので、この機会に厚生大臣からその事情を聴取いたしておきたいと存じます。厚生大臣の御前明を願います。

○國務大臣(橋本龍伍君) 過般の新聞に報道されましたいわゆる保険汚職の問題について御報告並びに所信を申し上げたいと思います。かかる事件を厚生部内から出しましたことはなほだ申しわけなく存じておる次第でございます。東京部の保険部におりました前保険課長の林公夫と申しま

する者の私行上の問題につきまして警視庁が内偵の結果、汚職の疑いがあり得るとして、本年十月十四日に都内健康保険組合六組合の役員とともに逮捕取調調べを始めたのであります。その際、実な内容につきましては、警察当局宛よりいまだ正式に聞いておりません。しかし、今まで情報として伝わつておりますおもな容疑は次の通りであります。

ます。

林公夫の關係につきましては、まず第一に、健康保険組合の許認可及び厚生年金の還元融資に当りまして相当の謝礼をこれら組合に要求して收受した疑い。

それから第二に、在職中土建会社の役員に就任をいたしまして、都内の保険関係施設の工事に便宜を与えて収賄をした疑いでありました。

それから東京都内健康保険組合関係の汚職につきましては、まず第一に、全国健康保険組合常務理事森下徳という者がおります。東京織物商健康保険組合常務理事植本秀雄という者がおりますが、その他四組合のいずれも常務理事が組合の設立、運営について便宜を供与してもらつたため林公夫に賄賂をした疑いでありました。

次に、右の組合のうち一、二の組合におきましては、常務理事等が診療報酬支払基金の請求書を偽造いたしまして、請求金額を増しして組合から支出をして、その水増し分を横領してこれを賄賂し、あるいはみずから消費した疑いがございます。

以上が林公夫関係及び東京都内の健康保険組合の關係の汚職でございますが、右の両事件の取調への進行につれて、右健康保険組合の幹部が厚生省保険局の職員に対しても組合監査に手心を加えてもらつたために、あるいは厚生年金還元融資にからんで賄賂を行なつてゐるのではないかと疑いが生じまして、十一月十一日保険局健康保険課の課長補佐宮沢真雄四十九才、同局医療課の課長補佐是成信一、四十三才、これは元厚生年金保険課の課長補佐であつたのでありますが、これら

の逮捕を見たのでございます。

林公夫につきましては十一月の五日に健康保険組合から四十万円収賄したという容疑で起訴されました。十二月の八日にさらに追起訴されました。健康保険組合関係業者等から収賄が十五件ありまして、金額が六百九十五万で追起訴されたのであります。全国健康保険組合本部常務理事森下徳ほか五組合六名及び美濃建設工業社長常田六郎の計八名は、いずれも林公夫に対する賄賂容疑で同月同日追起訴となりました。厚生省側の前記の課長補佐二名は、取調べの結果、容疑事実が軽微であるために、十二月三日処分保留のまま釈放せられました。同四日に不起訴に相なりました。

次に、これに関連いたしまして、健康保険組合の監督指導の責任の地位にある保険局健康保険課長小沢辰男も参考人として事情を聴取されました。以上が現在までにおきますこの事件の内容の概略でございます。

こうした事態を惹起いたしましたことはまことに申しわけのない次第でございます。まして、社会保険の整備充実が世間の注視をあびております最中でありまして、二名の課長補佐につきましては十二月四日直ちに退職せしめまして、また、直接の監督の責任にありまします小沢健康保険課長は同月九日依願退職いたしました。高田保険局長をも同日業務局長に配職がえいたしました。

こうした問題につきましては、もう事件がこうした締めくくりに至ります前からその原因も考え、これに対する対策も考へて参らなければならぬと思

ひまして検討いたして参つたところでございまして、率直に申しまして、いろいろの原因があるにせよ、保険職員の人事管理に大きな欠点があつたことは見のがせぬ事実と存じます。林公夫が昭和二十七年の十一月に東京都の保険課長に就任以來、昭和三十三年六月十六日に退職いたしましたまで、約六年間同一の職に置きましたことは、このたびの事件の最大の原因と思つたのでありまして、その間に健康保険組合との不当な關係が深まりまして、自分の子分を入れては横領をさせて、それを吸い上げていたというやうなきわめて悪質でもあり、また特異でもある汚職を発生したやうなことができたのでございまして。技術的な要素を含みまする保険の末端行政が、一般世人の関心を引くことが薄いという事情のもとに、こうした人事のよどみに関連いたしまして、種々予想以上の不祥事を重ねる結果となつたと思つたのでございます。

また、監督監督機構の欠陥も今度の事件を契機といたしまして、十分検討をいたしまして、しっかりと指導監督の実施できましますように配慮をいたして参りたいと考えております。とにかく、たとえ現職でないにいたしましても、省の出先機関、しかも東京という重要なところにおいて出先機関の幹部がかかる不祥事を惹起いたし、また、本省職員が幸い微罪ではございましたけれども、収賄の容疑を受けましたことは、公務員の綱紀肅正の叫ばれております折から、まことに申しわけなく存じておるのでございます。今後保険部内一般の綱紀維持につきましては従来に倍して注意を払う所存でございます。また、今回の事件が健康保険組合

関係より発生いたしました点にかんがみまして、健康保険組合に対する監査を厳密にいたしまして、組合内部の不祥事の防止に努めたいと存じます。また、保険職員の人事管理面につきましては、人材を選んでは適時適切な異動を行うことによりまして、長期間同一職に在職することによつて生じます弊害を防止いたします等、さきに申し上げました諸般の対策と関連いたしまして、十分今後戒めて参りたいと考えております。まことに申しわけないことでございました。

○委員長(久保等君) たいだいまの大臣の説明に対し御質疑を願います。

○山下義信君 私は、本件につきましてはかねてから痛心をいたしておたのでありまして、かかる不祥事件が発生いたしましたことについて遺憾を感じずのみではないのであります。その根柢をなしております保険行政のあり方というものにつきましても、その胸を痛めた一人でありまして、十月二十一日の委員会に、事件が発生いたしました直後、十分このことについて厚生大臣の深い関心と適切な御処置を強く要望いたしておいたのであります。その後だんだんと推移を見ますと、私もが憂慮いたしておりましたと同じやうに、深くて広くてまことに深刻な事件であることがだんだんとわかつて参りました。当時厚生省にこれが飛び火するおそれは断然ないというふうにあなたの方でもある程度の確信を持っておいでの方でございまして、けれども、やはり私もが心配いたしておりましたやうに、省内にも関係者を出したというに相なりまして、保険当局に対しまする、また保険関係の

職員に対しまする世間の疑惑、風評というものはもう先年來からあつたのであります。もし当局が意を決して適切な措置を講じ、保険行政の肅正をはかつておつたならば、これらの問題も中途で阻止することもでき、またすでに今日保険行政のあり方として改善の案をもう見ておることであつたと思つたのであります。しかるに、それらの措置が今日まで、歴代の大臣によつてなされたというのを不幸にして聞かないのであります。十年一日のごときあり方をしておつた。たとえば今も御報告の中にありましたが、保険一家というて上下を通じてしかも横は全国を通じて保険関係者がいゝゆる一家をなしておる。従つて、いろいろな弊害が表へ出てくることを互いに防ぎ合つて手をつけないでさまたげ、目に余るやうな事柄も行われやすいやうな状態にあつた。今回の問題を契機とされて、ただいま厚生大臣は、御説明があると同時にその対策を断固としてなさいますか、今後の保険行政のあり方について十分善処するということでございまして、今からでもおとしとしないのでありまして、私も深く御期待申し上げる。実はこれは休会中にかかわつておつたことでありますので、私も若干の調査をいたした。また、調査もいたさなければなりません。多少のこととも聞知いたしました。またまた国保等医療保障上の諸問題が横たわつておつた。私はこのことが明確になつて責任が明らかにならなければ、当局へ対しての不信、信頼のできないやうな、行政が紊乱しておるやうなやういふ当局から重要法案をお出しに

なつても、審議することはできない。まずこれらの問題を片づけてからでなければ、国民にかわつて審議することはできないと実は考えたのであります。しかしながら、ある程度まで問題が処理せられたという今日でありますから私は深追いをいたしません。ただ、ただいまの御説明に對しまして、また御所信に對しまして一、二の点を具体的に承わつておきたいと思つてあります。

第一点は、この保険職員の更迭、今林某のごときは六年とおっしゃいましたが、六年であるかあるいは前後を通じて九年であるか、ほとんど同一のポストにこれがとどまつておつた。なぜ長い間、弊害を生みやすい、しこうして従来厚生省の人事の管理の例として、比較的短期間で更迭をさせる保険関係の職員というものを、東京都に限つてなぜ六年も九年もとどめておつたかというところはだれも不審に思つたかにもそれぞれの理由もあつたであらう。落度もあつたのであります。ところが、今後はこの保険職員の人事管理の面におきまして、その更迭等はどのような方針で御処理をなさるのであるまいか。これは長くその地位にとどまるということには漸じて相なつてはならないと思つておりますが、大体どういふふうな考えを持っておられますか。私は全国を通じて、都道府県の保険職員等も大更迭をやるべきではないかと思つて、近き各都道府県にわたつての保険職員の刷新というふうな異動をほとんど見ない、何かそういう点につきまして、今後の御方針があれば承わつておきたいと思つてます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 申してもかいないのことでございすが、実は東京都の林保険課長の件につきましても、何でも東京都の方では保険部長にまで榮進させたいというふうな御意見等がございまして、厚生省の方ではこれはかえにやあいかぬというふうな意見が先年からございまして、もみ合つておつたのださうでございすが、で、この春そこでその話がまとまつておつたというのであるかどうかわかりませんが、この六月にやめるといふことに参つたわけにございすが、自治体の方でいろいろ事情等がございだろうと思つていますが、今日私の考えておりますのは、とりあえず直ちに先般発表いたしました人事異動をいたしまして、それから引き続きまして、大体課長補佐のクラスまでの、ただいま御指摘がございまして中央地方を通じての、まあ総体的な異動を考えたいと思つておるのでございまして、ただいまちやうど予算編成の季節でもございまして、当面現在の陣容で仕事をいたしまして、あと従来はどうも保険に關係のあつた内部だけの異動というふうな面が多かつたのでありますが、今回必ずしも保険の前歴にこだわらず、本省と地方を通じて、相当大幅に、長くなつております人事につきましては異動をいたしまして、将来も大体二年がいか、三年がいかというふうな点はございすが、それでも、あまり機械的ではないかと思つてますが、おおよそそういうめどを持ちながら、適当な程度に配置がえを考えたと思つておる次第であります。

○委員長(久保等君) 委員の異動を報告いたします。十二月十六日づけをもつて藤原亨君、有馬英二君及び藤原道子君が辞任され、その補欠として斎藤昇君、草葉隆圓君及び坂本昭君が選任されました。

○委員長(久保等君) 質疑を続行願います。

○山下義信君 この地方庁に出ておりますいわゆる保険課長以下保険職員につきましては、いわゆる国費の職員といふのはあまり例がない、保険関係の職員、労働省の職業安定関係の職員、運輸省の陸運関係の職員という程度のもので、公然たる国家公務員という資格で、これらの職員の監督というものを本省が、いわゆる厚生大臣としてどう握つていくか、どう運営していくか、どうやっていくかということが、また、今後どうするかということが、全然監督というものが、法律の上では出てくるけれども實際行われていない、自治法その他におきまして、都道府県知事に監督をまかしているという形になつてゐる、ですからここで、なぜかような不都合な保険課長をいつまでも、なぜ監督がでなかつたかというわれわれが詰めると、政府の方では、第一の監督者は都道府県でございすが、どうも知事の監督がはなはだよろしくございせんのでと云つて、比較的、間接的なような責任の立場に大臣といふものがある、私はいやしくも国費の職員であつて、直接いわば保険職員と言へば保険行政の、先ほど大臣は末端とおっしゃつたが、末端じやない、これが幹線であつて第一線である、そこでそういう者の監督というものが、私は今のような法律のきめ方、今のような状態ではいけないのじやないかと思つて、實際に監督のできない知事に監督をまかしているといつたつて、知事は監督しやしない、現に昨日の東京都議会において、この問題を質問したのを私は新聞で見たのですが、どなたもごらんになつたろうと思つて、この健康保険課長の問題を取り上げて質問したといふと、これは厚生大臣の監督に属するものでございまして、知事としては思つてゐるにございせん、こゝう言う。そこでわれわれがかりに政府を責めるとするならば、これは都道府県知事が監督する建前になつております、こゝういふことに、言おうとすれば言えるのであります。これは監督権といふものが非常にあいまいである、私は今のようなものじやいかぬ、これは地方庁の中に机をはめ込んでおくのでありますから、一応知事に多少の全体の服務的な規律もあつたけれども、私は監督の制度といふものは根本的に何か考へるか、改めるかしなければ、十分これから監督をいたします、目を届かせるようにいたしますと言つたつて、今の地方自治法のあり方としては、私は十分でないのじやないかと思つて、こゝういふ点につきまして、今後監督を強化するといふことについては、何か具体的なお考えでもありましか、伺いたいと思つてます。

○国務大臣(橋本龍伍君) もうたゞいま御指摘の点は、これが問題になりましてから、特に私もいろいろ人の意見も聞いてみましたが、お話のござい

した通り、都道府県知事のもとにおまして、直接日常の行動については、厚生省として監督がしにくうございすが、また、府県知事の側から言へば、結局人事が厚生省に握られてゐるのだから、なかなか首根っこを握つていない者の言ふことを聞かないといふ点、もう現実にあるようでございすが、この制度にはこれは理由もあつて、いいところもあるわけでありまして、この制度下において、具体的に監督の實を上げることにつきましては、もう少し検討いたして参りたいと思つております。

○山下義信君 それから私は、ただいま保険一家といふことを言つたのですが、これは官僚組織の中で美風もあり、必ずしも全体がいけないとは思はれない、互いに情誼をもつて交わり、国鉄一家、たとえば警察一家、私どもは野人でその味は知りませんけれども、傍觀的に客觀的に見ておりました、いい面もあるのでありますから、必ずしもいい意味では私はこれを否定はいたしませんけれども、先ほど大臣のお答えにもありましたが、この人事關係につきましてはよほど今後氣をつけていただかなければならぬ。それで、何というても保険關係の行政は膨大な事務分量を持つておるのでありますから、どうしてもこの保険關係の分野の出身者がずうと要所々々を占めるのだ。今小沢課長と、二人の課長補佐と一人の局長が配置転換、これが何を意味するものか私にはわかりませんが、實際この責任を追及するといふこ

とになりますと、この一人の林課長の監督不行届きというものを、これを追及していくということになりますと、その機関の間の府県関係の上司というものは厚生省も全部です、全部に及びますね。いわゆる保険局の出身者は皆今日の厚生省の重要ポストを占めていて、それでありますから、保険関係のその職員というものが、入れても、行っても、上下また左右に、先ほど申したやうになかなか枝葉を張っていくので、大臣はこれから人事の異動については十分考えるのだということであつて、私は期待いたしますが、あるいは支払い基金あるいは保険ポスト、また、地方の保険課長もまた右に枝葉を伸ばして、そうして彼此こもも暗黙のうちに一家をなしておる。私は、官吏の待遇も希薄でありまして、仕事もなかなか重い仕事でありますから、よい意味でいろいろな実質賃金といひますか、実物給与といひますか、福利厚生といひますか、いろいろのよい面におきましての待遇というやうなものやあり方というものもあるべきだと思ひます。しかしながら、いつの間にかだんだんと枝葉を伸ばしていきました。そういうところから不純な関係が深まって参りますという、その弊害といふものが実に深いものになり、ひどいものになっていくのであります。従ひまして、私は保険関係の職員は、在任中に監督した団体というやうなものに天下っていくといふことは十分注意すべきでないかと思ふのです。これは国家公務員法何かに禁止してある条項もあると思ひますけれども、実際にこれが運用がされてゐるのは、通産省関係が比較的良好に行われて

おるといふことを私は耳にしておるのではありませんが、注意すべきでないかと思ふ。在任中に監督しておる団体を持つておつて、これに天下っていくといふことはよほど避けなくちゃならぬ。また、ただいまもお話がありました、が、今の健康保険の組合の役員、常務理事だとか何とかがいふやうなポスト、そういうものは、これはこの監督はどうなさるかといふことはあとで聞きますが、そういうポストの報酬というものは莫大なものだといふことになり、何でも今問題になつておる関係の事件のあの総合組合の常務理事だとか専務理事だとかいふ者の給与は一月十数万円だといふことです。それに自動車がついておる。莫大なものだといふことだ。でありますから、それでだんだん監督中にねらつておいてやる、質問が難問になりまして、あれこれ申し上げますけれども、何でも保険課長のもとにおける係長とか保険課の職員の人事といふものは、厚生大臣がすべき人事を全部保健課長に委任してあるといふことです。ですから、東京郊外の保険課長が自分の部下の国費の職員、本来ならば一々厚生省がその人事権を握るべきである、その厚生大臣の人事権といふものはその保険課長にまかしてあるといふことです。こういうことも改めたらなければならぬと思ふのです。あまり微に入り細にわたつたやうでなければ、具体的に何かなければならぬが、そういう人事の異動につきまして、監督の団体に対する下りの禁止、また、その部下の人事異動についての権限等について、今後お改めになりますお考えがありますかどうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) はなはだ恐縮であります。実は人事異動の問題につきましても、それからまた保険の関係の、たとえば外郭団体とか、仕事の関係等に關しまして、従来伝統的に保険局は非常に大きな権能を持つておりまして、局限りでやつておつた仕事は相当あるやうであります。それで、むしろ今日の問題といつたしましては、単に人事の問題のみならず、組織の運営の問題につきまして、やはり相当一応見直す必要があると思ひます。どの程度の運営上の方針の決着なりといふやうなものを、保険関係についてどういふしきりになつておりましたかといふことをあらためて調べ直しをいたしました。下にまかせておくのが不偏当でありますものにつぎましては、次官なり大臣なりでもつと目を通すやうにいたして参りたいと思ひます。おる次第でございます。ただいま御指摘のありましたやうな問題につきましても、十分考へて参りたいと思ひます。

○山下義信君 保険局の何かに、保険行政を全国的に常に留意して監察をするやうな監察官の制度がありますか。なければ、今後そういう制度を、保険行政のペトリール、そういうものが要するんじゃないでしょうか。本省関係のものともよりであります。全国的にわたつて常に巡察するといふ、何も行管のお世話にならなくて、も、自前のペトリールくらいは、こんな膨大な金銭も扱える、いろいろな許可、認可の事項もあるといふやうな行政に対しては、あなたの方で、厚生省の中で監察制度をお持ちになつたらどうかと思ふが、ありますでしょうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 現在のところは、専属のそういうやうなものを設けておりません。十分御指摘のございました点については考へて参りたいと思ひます。

○山下義信君 健康保険組合、いわゆる今問題になりましたのは、あれは総合組合といひますか、専門的な名称は何といひますか、総合組合といひますか、あれは実に、まあ一つの考えた制度ではありましようけれども、これは考へなきや永久にこの種の事件は、私はよほど、聖人、君子が政治に當り運営をすればともかくであります。結局全国的に散在している対象者を集めて、いわゆる総合組合と称して無数の小さい事業所が、北海道から鹿児島まで、どこにあるのかわかりませんが、それをまとめて、一つの総合的な対象になつた形にはなつておるけれども、実際問題としてはどこからどこまであります。一体に普通の健康保険組合においても、この総合組合はもとよりのことです。非常に保険財政がルーズであるといふうわさが高いのですが、どうですか。またこれを、組合の保険財政、その監督、監査をする、それらの経理の手続、あるいは本省への報告といったやうなものが、どういふ規則でなされるか知りませんが、普通の会社、銀行のあつてあるところのいろいろな屈等、そういったやうなものから比べると、ほとんど規定がないんだといふことを言つておる。ですから保険財政がルー

ズなといふことは、やはり婦るところは、それらの厚生省に対することの届とか報告とかといふやうな事柄がきびしく要求されてないのじやないかと思ふ。これは一体、私率直に言いますが、この健康保険組合と、厚生省とはあまり密着しすぎる。少し離れなきやだめだ。あまり手を握り合つて、あまり肌をふれ合つて、健康保険組合連合会長がかつて当委員会へ出てきて、証人として出てきて言うことには、私は厚生省の代弁者の立場でございましてからといふやうなことを公然と言つて、まるで厚生省の出店機関らしいの氣持でゐる。それは政府と党なり厚生省の味方をするのもいいが、そういうことで心やすくすりすぎてきびしく言うことを怠つたり、いろいろ監督や報告の規定を嚴重にするといふことを甘くしておるというやうなことになる。私ははいけないと思ふ。この組合管掌の各保険の組合のこの経理の監査その他ですね、平素それを行つて規定等につきまして十分整備するお考えがあるかどうか、今後の監督をなされていく上についての御方針を承わつておきたいと思ふ。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実はこの制度自身はいろいろ報告であります。それから、その他帳簿であります。それから、先ほど申し上げましたけれども、まあ置いてあるのでございますが、それでたまたま大事なのは各課長等が出てつと監査をいたして参りますが、それが非常によはり内容が精確であり、技術的で

ございまして、特殊の人だけが目を通しているというところはあるわけでありまして、従いまして、制度自身はいろいろにむしろめんどろすぎるくらいいろいろの書類等も整備をされておるのでありまして、特殊の人たちだけが特殊の監査技術で目を通していくということでありまして、まあ林公夫が各組合に子分を入れてなれ合いでごまかしたというようにあるとから振り返ってみますると非常にしやすいというより、やっても発見されにくいような体制にあるわけでありまして、この点はよほど真剣に考えて参らなければならぬと思っております。なお、今日やっております監査の仕組みにつきましては保険局長から答弁いたします。

○政府委員(太宰博邦君) 健康保険組合は現在全国的に約一千カ所あるもので、東京のようなところは約三百カ所の多くのものがあるわけでありまして、これに對しましてはたまたま大臣から答弁なされたように、まあ一応の間違いを起さないような監査の制度を立て、また、監査の組織をもつてやっておるわけでございますが、何と申しましても現在の私どものそういう方面の陣容というものは非常に手薄な点もございまして、十分な監査というものがきわめてできないというようなことは遺憾に思いつつもこれはいかなるわけでございます。これにつきましては、やはりできる限りの手当をいたしまして、こういう間違いをしないようにしなければならぬことは申すまでもないわけでございます。特にこの組合と申しまして、普通の組合は大きな企業というものに属しております関係で、それぞれまあお家のしきたり

といひますか、何かかんか、そこにまとまった規律的なものが流れておる場合が多からうと思つております。その点から申しますと、御指摘のところに、この総合組合みたいなものは、いろいろ小さいものが集まつてそういうふうな保険という一つの組合を作つてゐる。従いまして、そういう非常にむずかしい、非常に技術的な仕事は、上の方の方はなかなかわからないうで、専務理事とか常務理事というところが、大体まかせておるといふことが多し。しかもそこに全体に流れる、先ほど申しましたような一つのまとまった規律的な雰囲気というものが、なかなかそこに醸成されておらぬというふうなところから、うっかりするといふような欠点をさらけ出すおそれが多分にある。かような点につきましては、私も今後特にそういう総合組合というものの監視につきましては、特段の注意をいたしていききたいと、かように考えておる。なお、今回の事件はまことに申しわけないことだと存じております。しかし、これを他日の参考にいたしますため、先ほど大臣からも申し上げましたごとく、関係当局に一度その内容を私どもに教えていただきたい。私もそれを十分に参考にして、今後再びこういう非違の起らぬように手当いたしたいと思つて連絡をいたしておりますが、近くおそれ向うの方で一段落つきましたならば、私どもの方でいろいろな点からの注意、勧告というものがあろうかと存じております。そういう点も十分に考慮に入れます。今後再びこういうことを起さぬようなことをいたして参りたい、かように考えております。

○山下義信君 太宰局長、それはいいですがね、そういうお答えでいいですがね、検査当局から教えてもらつたようなことはなくても、もうあなたの方でわかる。どこをどう改めたらいふこととはわかる。どこまで手をお伸しになりますか。この辺でおよめになつていただませんかということ、聞きに行つたり教へにもらいに行つたりするのはいいかもしれぬが、どこに盲点があるかということ、あなたの方でもうおわかりになるのですから、もうやつておいでになると思うが、省内でちゃんとその調査とか小委員会というものを作つて、具体的な改善するところを考へられて、小委員会を作つてどんなさなるといふところ。一体健康保険組合で経理的な面、事務的な面で一体本省が注意せねばならぬ、監査しなければならぬ、改めさせなければならぬ、小言を言わなければならぬといふような件数がどのくらいあると思ひますか、一年に。おおよそいいです。

○説明員(牛丸義留君) 数というところと見当つきませんけれども、私ももととして特に注意しなければならぬのは、毎月の保険料収入の問題と、それから毎月の定期的な支払いをします診療報酬の支払い、そういうふうな問題が一番日常、恒常的な経費の支出として、重大問題となります。

それから次に、重点として考へていかなければならないのは、剰余金の処置の問題だと思つてございまして。これは法定積立金として最高診療報酬月額の一百分を積み立てるといふふうな規定がございまして、しかし、それ

以外にも組合によつては剰余が出るわけでございます。その場合の正式な処分はすべて厚生大臣の認可を必要とするわけでございますが、そういう剰余金の預託の問題、あるいはその他保管の問題等につきましても、十分私どもとしては注意をしていく必要があるかと申すわけでございます。

○坂本昭君 関連質問。山下議員も指摘された通り、国民皆保険と昔年金が出発しようというそのやさきにこういう汚職を見たといふことは、われわれとして政府の施策が十分にいき得るかどうか、非常な多大の懸念を抱かざるを得ないです。で、数点私はお伺いしたいのでありますが、その中で、どうも大臣の御説明がきわめて不十分でありますので最初に三つ伺いたい点は、まず、いかにしてこの汚職が発覚したか。そのことについて何も触れておらない。そのことが一つ。次に、いわばこの汚職のできる組織、行管の前の高田さんという人の「不正者の天国」といふ本がありますが、つまり、不正者の天国の組織が私はできておると思う。その点を大臣は十分に認識しているかどうか。それから、三番目は、今山下議員からいろいろと追及がありましたが、いかに改めるか。どうもその点について保険局長の説明は非常にあいまいであります。大臣は、人材を集めるといふふうなことを言つていますけれども、人材よりも、組織自体に多くの矛盾がある。たとえば、今度の林都保険課長の監査をするのはだれだったかといふと、これは保険局の保険課の、つまり、今度不起訴になつたと言われる官沢課長補佐が監査をやつておつた。幾らそういう監察制度

があつたつて、両方ぐるになつてしまへば、これは幾らでも悪いことはできるんです。そういう点をどう改めるか。人材を集めることよりも、どういふふうにして監査がほんとうの監査のできるような組織にするか。このまず三つの点を伺いたいんです。

○國務大臣(橋本龍伍君) 私、先ほど申し上げましたことを繰り返してお話し申し上げたいと思ひます。まず第一に、発覚の端緒でございますが、発覚の端緒につきましては、何か私行上の問題について調べております間に出てきたのださうでありまして、林公夫の発覚の端緒につきましてあまり詳しく存じておりません。ほかの問題は、これも調べのうちに参つたものでございまして。それから、これの対策でございますが、これの対策については、いろいろなことを考へなきゃならぬと思ひますが、とりあえず、私としてできますこと、またしなければならぬことは、このよんだ組織の中で人事の異動をやることとあります。で、今ちょうど予算を控えたり何かしておりますので、非常に大きな異動というものを今すぐなかなか徹底的に行いかねるのであります。ごく近い機会のうちに、要するに、組織は今日のまにいたしまして、よきものできないような人事異動を相当権限のあるところにおいては常則的に行なつて参りたいと思つております。そのことは、いかなる組織にいたしましても必要だと考へておるのであります。その上で組織の問題については私は考へなきゃならぬところがあると思ひます。ただいま山下委員からも御指摘のありましたように、つまり、監査

をするにしても、なれ合いでいる場合にどうするかという意味における監察の効果を上げる組織の問題が、山下委員のお言葉の中にも出ております

し、それからまた、地方の都道府県知事の監督下にある国家公務員という特殊な地位の者をどうやって実際にそれが監督できるんだという問題が出ておるわけでありまして、これらの問題に

関しましては、これはまあ右から左に直ちに結論を出すことができませんので、当面人事について十分な配慮をいたしますことが一点。それからもう一つは、これも私ただいま申し上げ

ましたが、保険局の仕事ぶりの中で人事なりあるいは組織運営の方針をきめるといふようなことが、保険局限りで

やっておること、そのままたちとしておいていかどうかというような問題

についてもう一度見直してみたいという、当座できること、かつしなければならぬことを手をつけると同時に、

ただいま御指摘のありましたような問題についてどうやったらいいかを実は

考えておる次第でございます。なれ合いで悪いことをするというような問題

につきましても、人事のよどみを起さないようにやっておけば、その間かな

り防ぐことができると思えます。また、監察の効果を上げる方法につき

ましても、保険の中であつち行つたりこつち行つたりして保険ばかりで育

ていくというふうなことでなしに、あつちこつちから保険に入つたり出

たりするといふようなことによつて初め監察の効果も上ると思ふのでござい

まして、制度自身も十分心して検討いたすつもりでございますが、現行制度

のもとにおいて、当面とにかく早く効

果の上る方法はあるだけとて参るつもりでございます。

○坂本昭君 ども、大臣の御説明を聞きますと、林公夫がえらく責任を全

部引つかぶつてゐるのであるが、これは厚生省に一番大きな責任があるのじや

ないですか。その点、大臣は、微罪であつたというふうなことを言つておら

れるし、それからまた、不訴訴になつたといふことを強調しておられました

けれども、むしろこれは厚生省に一番の大罪があるのであつて、そこを明確

にしなければ、とうていこの問題は基本的に解決できない。たとえば、今

度、前の保険局長は配置がえになつて、元やつておつた業務局長にかわつ

ています。新聞の報ずるところでは、内閣始まつて以来の珍人事だといふこ

とを指摘しております。そうしてまた、さらに、この人事の更迭をめぐつ

て警察関係との人事の交流でござかしをしてゐるというふうなことが公然と

新聞に載つてゐるのであります。だから、むしろこれは都の問題よりも、厚

生省はこの際徹底的にえぐつて——何

も私は個人々々の非違を並べ立てるのが目的ではなくて、これからやろうと

する皆保険と皆年金のゆるぎなき基礎を作るために、この際深いメスを入れ

る必要があるのじやないか。そういう点でどうも厚生省の責任を大臣はの

れようとしておられるのじやないです

か。

○国務大臣(橋本龍伍君) 実は心外でございまして、私ども、何といいま

しても、保険行政全体を統一的に総括をいたしますし、また、具体的な人

事につきましても最高の責任者であるわけでありまして、厚生省の責任

のきわめて重大なことを痛感いたしました。従ひまして、その厚生省

の責任をできるだけ果して参りますために、当面とにかく直ちにできま

ることについてできるだけやつて参りますと同時に、また、制度の問題に

つきましては、これはどういたしたらよろしいかといふことを今日もいろ

ろ検討し、今人の意見も聞きたいと思つておるのであります。制度的な

改革の問題につきましては、今直ちにどこをどうするといふことを申し上げ

るほど固まつた結論を持つておりません。これも十分効果の上るような制度

も検討いたして参らなかならないといふことをしつちゅう私考えており

ます。

○坂本昭君 業務局長への戻りは。

○国務大臣(橋本龍伍君) これはまあいろいろ御意見がございましてと思

いますが、省内のいろいろな事情、監督上の責任等を考えまして、今日省内に

おいて配置がえをいたしますことが当面最もいい手段だと考えてやつた次

第でございます。

○坂本昭君 そういう措置の中に非常に問題をはらひ去らうとする私は意図

が見られるのじやないか、非常にその点私は懸念にたえない。これがまたま

ま健康保険課の上下の組織の中の汚職として取り扱われておりますけれども、

私は単なる健康保険だけの問題で

ないと思ふのです。従来も行管あたりで指摘されてきた中を見ましても、

保険係についても映画を作ると言つて七、八百万円不正な吸い上げをやつた

こともあるし、あるいはまた、厚生年金の還元融資について幾たびも収賄の

ある。さらにわれわれ遺憾に思ふのは、あの医師会に対する場合、医師の不正

が多いといふ言つて、厚生省みずからが新聞を通じて、たとえば昭和三十

一年の十一月には例の——医師が非常な不正をやる、その不正な金額がたしか

十八億、保険医の不当請求十八億、こ

ういう大きな記事を書いて、そうして健康保険法一部改正のときに医者を

いぶん圧迫したことがある。ところが、その実もうそのころから保険内部

の中には、そういうことを、医師の不正請求といふようなことを言ひなが

ら、その実自分のところに多くの汚職を持つておる。で、私はこの際、これ

は健康保険だけじゃない、国保でも、あるいは年金関係でもいろいろな問題

が含まれてゐるといふことを厚生大臣が認識されなければ、とうていこれ

らの皆保険、皆年金といふものはやつていけないと思ふ。今の大臣の御説明

だと、ただ一都の一課長がやつた不正であるといふような認識のもとに考

えられ、そしてさらにいろいろな人事異動も行われてゐるのですけれども、

そういうことではなかなか国民が納得できない、そう思うのです。で、今日

ここでほかの課にわたるところの不正な事実をあげて立てようといふのでは

ありませんけれども、大臣は健康保険だけに限つた汚職である、ほかの方は

もう絶対に間違ひはない、そういうよう

ななお考えでございませうか。

○国務大臣(橋本龍伍君) 私は当面の問題につきまして、現在出ております

汚職の問題が問題になつておるのでございまして、当面省内に汚職のない

ことを私信じておるのでございませう。ただそれならば何もしないのかとい

ふようなことではございませう。とにかく厚生省も一般会計の予算で、千七

億もの予算を組んでおりまして、今日非常に膨大な仕事をしておるわけであ

りますから、これはほんとうに国民の金を預かるという見地から考えて参

りますならば、ほんとうにあらゆる部面について、おそれつしんで、万

一にも誤まりのないことを考えなければならぬので、ひとり健康保険問題のみに

限りません、ほかの部面でもそうございませう。特に保険関係は扱ひの金も

多いわけでございますから、全般的に今回の問題等を考慮いたしまして十分

間違ひのないように検討をいたして参りたいと思つております。従ひま

して、そういう問題の起らないように、過去の事例も参酌いたしまして、今

後のあり得べき事態については予想もいたしまして、いろいろ検討いたして

参りたいと思つております。ただ、まあ当面省内の問題にしましては警察

の方の調べもありまして、この間、警察庁の報告も受けたのでありますが、

それ以外の問題について、みだりに部下を疑うつもりはございませうけれど

も、しかし、問題というものは、ほんとうに、過去においてもございませ

うことは今後もあり得ることでございますし、そのほかにもいろいろ心配

すれば心配しなければならぬ金を扱う場といふものがあるわけでございます

が、これは十分心して検討いたして、間違ひのないように検討いたし

て、そのために必要な措置等はやつて参りたいと思つてございませう。

○山下義信君 私の間を結んでおきたいと思ふのですが、私は橋本厚生大

臣を信頼しておきますから、十分積

極的にやっていただかと思ふ。私は言いたいことがたくさんある。しかし、もう言いません。調整しておきます。そうして当局の決意といひますか、なさるところを一つ静かに拝見するということにしましょう。調査しましたこともここでは割愛します。また、きょうは自発的にこの問題を報告なすって今後の所信を披露なさったのでありますから信頼をしておきます。私に関する限りは追ひ打ちはいたしますまい。また、この事件をこの程度にとどめたか、とどまつたのか、それはともかくもいたしまして、事件をこの程度にとどめても改革は大規模にやっていただか。もしそれをなさらぬということならば、私はまだ申し上げなければならぬことがある。しかし、当局の改革の御決行を一つ期待をしておくといいことにします。若干の時間を使いました。しかし、私はこの時間は、幾百万、幾千万の被保険者に、また、幾千億の保険金の扱い方に関連しての問題でありますから、若干の時間を使ったことは私はむだではないと思ふ。

最後に、私は要望しておきたいと思うんです。ここで私の質問を結ぶとして要望しておきたい。さつき牛丸次長に答えていただきました、健康保険組合の、かりに一年の間にどのくらい注意をせなければならぬ問題があるだろうかということ伺ったので、私の推測するところでは、間違つておつたらあとで取り消しますが、およそ一カ年に大任組合前後あるものとして、注意を当局として促さなければならぬ件数がおよそ五千件以上ですね。それだけ健康保険組合の運営上いろいろな問

題が存している。これは御承知のように、政府管掌と違つて、直接コントロールしてないのですから、一つ厚生省の方としては、十分な監督をせなければならぬ。この組合管掌の健康保険組合を政府がどう監督するかといううなことは、御承知のごとく、健康保険法ではきつめて規定がない。これは将来一つお考え願わなければならぬと思う。そこで私はこの種の問題が発生した根本原因がどこにあるか、いろいろまあ今まで反省してみたのでありますが、私は一つ大臣として戒飭を加えていただきたいと思います。坂本委員もお触れになりましたが、近來保険関係の職員がどちらかと申しますと、驕慢です。高ぶつてゐる。ことに地方の保険関係の職員の姿勢というものは高過ぎる、私から言いますと。全く昔の官僚同様でありまして、そうして関係者を眼下に見下して威圧を加えるというふうな態度も間々見受けられるのです。これは最近医療保障諸問題、この数年の間、いろいろな関係法案等を通じて朝夕闘争をこれ事として、相手方を権力の座にすわつて弾圧をしよう、圧迫しようというふうな傾向です。と進んできたことが下にずっと及んで、全国関係の保険職員というものは、私は一体に姿勢が高過ぎると思ふ。もっと謙虚にならなければならぬ、そういう高い姿勢をもつて威圧を加えるものですか、対象者の、ことに民間人はその顔色をうかがい、きげんをとることにききうききうとして、いかにも権力の強い存在のごとくみえて、手取り足取りこれのきげんをとるというふうなことに流れやすいと思ふ。謙虚にならなければならぬと

私は思う。これらに権力が与えてある。しかし、これは私は言いたくないけれども、これらの関係職員のおおむねは比較的教養の十分とはいひたい職員が充ててあるのです。本省の職員はそれそれ高等の学問をおさめて、それぞれ資格を通過してきておるけれども、元來地方に任命されてある関係職員というものは、どちらかといへば私は学問その他も十分でない人が相当採用されてあると思ふ。これらに権力を持たす。あたかも教養の乏しい警察官に警職法を改正せんとするときも、威圧というものをややもすると加えていくようにする。そうすると益、節季に持つていくと、ちょうど今節季ですが、益、節季に持つていくと、こういうことが行われて、さあ寮に案内する、さあどうする、こうするというふうな事柄がだんだんと私は行われていくことになると思ふのです。実はお互いにわかつていて、こういうことを口にすることは、人を責めることでありますから、あまりよいことではありませんが、お互いに実はわかつてゐる。どうかこういう権力の座にある、監督行政の座にある者ほど私は謙虚になつて、先ほど大臣もおっしゃつたように、教養の高い者、人材をなるべく地方にも配置せられて、そうしてこの種のあやまちのないようにせられたいと私は考へるのであります。この際、大臣の御所信を承わつておきたいと思ふので

が、保険の行政に当ります者のやり方として、ただいま山下委員からお言葉もございましたようなことにつきましても、もう十分私は心して参らなければならぬものがあると思ひます。これは日常の言動の上でもそうでございますし、私仕事をしながらでも、保険局限りでやっております仕事のつまり大きな、重大さといったような面からつきましても、こんなことをやっていると、まあ当然じゃないかというやうなことで、もう私から見ると非常に重大なことで、なぜ上に相談しないかというやうなことがないでもないわけでございます。外に對しましてはなおのことでございます。ただいま御指摘のございましたことを私以下十分心して、今後の制度的な問題につきましても、また、実務の運営についても心して参りたいと思ひます。

○坂本昭君 閣下。私、今、国民にわかつてやほりこの問題は追ひ打ちをしなければならぬと思ふのです。これを打ち切りにするわけには参らないと思ひます。それはもう繰り返して申し上げませんが、皆保険と皆年金の重大段階において、どうしても的確にしておかなければ、将来が思ひはかられるからであります。保険局長は警察当局の処分を待つていろいろの処理をしたというやうなことをさつき言つておられて、山下委員から強くたしなめられておりましたが、すでに部の保険課長が逮捕されたときに、前保険局長は、事件はこれ以上発展することはないと思ふというやうなことを勝手に声明をされたように聞いております。私はその局長の説明を大臣も受けて、何かこう安心しておられるのではないかと、もうこれで大丈夫だというやうな安心感の上に立つておられるのではないかと、このことを、非常に心配するものであります。承わるところによると、保険局長の課長以上で、一人ならず、警視庁に数回ならず召喚をされてゐる。私はそれらのことについて、どういふ事情があつたかということ、やはり明らかにすべきではないか。もちろん、それはその人を責めるというよりも、その明らかにされた事実を通して保険行政を変えていく必要がある。そうでないという、山下委員の言われた、いわゆる保険一家、よいにつけ悪いにつけ保険一家、従つて、保険局は非常にいいところだといふやうな、こういう意見も新聞に出ております。私はこういう意見を、こういう見解を一掃するためにも、もつときびしい態度で臨まなければ、国民がなかなか納得しないと思ひます。特に保険局長を業務局長に移して、それで事足りりとするやうなことではわれわれは納得できません。やはりとりすべきものは責任をちゃんとらしていただきたい。この点を最後に一つ申し上げて、大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) 私はもう問題は非常に重大だと思つておりますので、根本的な対策につきましても、また、今回の事件につきましても、あらためて事実を全部私は報告を求めておるつもりでございます。また、省内からも求めておりますし、また、警察や検察当局からも私に對して遺憾なくおっしゃつていただけるように申しておるのであります。ただいまお話が

したが、私が言ったのは、課長段階以

第七部 社会労働委員会会議録第

第二章 市町村(第五条―第十二条)
昭和三十三年十二月十六日【参議院】

事業の健全な運営を確保し、もつ

第七十三号)の規定による被保

八 国立のちい療養所の入所患者

その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるもの

(資格取得の時期)

第七条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第八条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は第六条各号(第七号を除く。)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

2 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第七号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

第九条 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という)は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失

したときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証を返還しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(特別会計)

第十条 市町村は、国民健康保険に關する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民健康保険運営協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に關する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項の規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

(条例の協議)

第十二条 市町村は、政令で定める事項に關し、条例を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)

第十三条 国民健康保険組合(以下「組合」という)は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。

2 前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由がある

ときは、この区域によらないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条各号(第七号を除く。以下この節において同じ。)のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることができない。ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、組合に使用される者で、第六条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができない。

(人格)

第十四条 組合は、法人とする。

(名称)

第十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(住所)

第十六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立)

第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、十五人以上の発起人が規約を作成し、組合

員となるべき者三百人以上の同意を得て行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

4 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

(規約の記載事項)

第十八条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 組合の地区及び組合員の範囲
四 組合員の加入及び脱退に関する事項

五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項
六 役員に関する事項
七 組合会に關する事項
八 保険料に関する事項
九 準備金その他の財産の管理に關する事項

十 公告の方法
十一 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項

(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、第六条各号のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限り

でない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者とし、ないことができる。

(資格取得の時期)

第二十条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は第六条各号のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなつた日の翌日又は第六条各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより、市町村又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

(準用規定)

第二十二条 第九条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替へるものとする。

(役員)

第二節 管理

第二十三條 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ規約で定める。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

4 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(役員職務)

第二十四條 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(理事の専決処分)

第二十五條 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 組合会において議決すべき事項に關し臨時施設を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

らない。

(組合会)

第二十六條 組合に組合会を置く。組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。

3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。

4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(組合会の議決事項)

第二十七條 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 借入金及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

三 収入支出の予算

四 決算

五 予算もつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 準備金その他重要な財産の処分

七 訴訟の提起及び和解

八 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならないものと定めた事項

2 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項の議決は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第十七條第三項の規定は、組合の地区の拡張に係る規約の変更に関する前項の認可について準用する。

(組合会の招集)

第二十八條 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。

2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。

(選挙権及び議決権)

第二十九條 組合員は、各自一箇の選挙権を有し、組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。

(組合会の権限)

第三十條 組合会は、組合の事務に關する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に屬する事項を行わせることができる。

(民法の準用)

第三十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十四條から第五十七條まで及び第六十六條の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第五十六條中「裁

判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第六十六條「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替へるものとする。

第三節 解散及び合併

(解散)

第三十二條 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

一 組合会の議決

二 規約で定めた解散理由の発生

三 第九條第四項の規定による解散命令

四 合併

2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(合併)

第三十三條 組合は、合併しようとする場合においては、組合会においてその旨を議決しなければならない。

2 組合が合併した場合において、合併により新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併により消滅した組合の権利義務(その組合が、国民健康保険事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十四條 民法第七十二條から第七十六條まで、第七十七條(届出に關する部分に限る)、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條並びに非訟事件手続

法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百三十七條まで及び第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二條及び第七十四條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第七十二條、第七十七條及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(政令への委任)

第三十五條 この章に規定するもののほか、組合の管理、財産の保管その他組合に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 保險給付

第一節 療養の給付

第三十六條 市町村及び組合(以下「保險者」という)は、被保險者の疾病及び負傷に關しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、政令で定める場合及び保險者が必要と認める場合に限る。行うものとする。

3 第一項第一号から第四号までに定める療養は、第三十八條に規定する登録を受けた医師若しくは齒

科医師(以下「国民健康保険医」という。又は同条に規定する登録を受けた薬剤師(以下「国民健康保険薬剤師」という。)が担当するものとする。

4 次条の規定により療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所及び薬局(以下「療養取扱機関」という。)の開設者は、当該療養取扱機関において業務に従事する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に対し、その者が前項の規定により担当する療養を実施するにつき、必要な措置を講じなければならない。

5 被保険者が第一項第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

6 第一項第五号及び第六号に定める給付は、医師又は歯科医師の意見を聞いて行うものとする。

(療養取扱機関)

第三十七条 病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、療養の給付を取り扱うとするときは、病院若しくは診療所又は薬局ごとに、その所在地の都道府県知事にその旨を申し出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、その受理を拒むには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。

3 療養取扱機関以外の病院若しくは

は診療所又は薬局につき健康保険法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたときは、その指定の時に、当該病院若しくは診療所又は薬局につき第一項の申出の受理があつたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

4 健康保険法第四十三条ノ十二の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消は、前項本文の規定により療養取扱機関とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。

5 療養取扱機関は、その所在地の都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県の区域内の被保険者組合の場合にあつては、その区域内に主たる事務所がある組合とする。及びその被保険者に係る被保険者に対する関係においてのみ、療養取扱機関たるものとする。

(国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録)

第三十八条 第三十六条第三項に規定する療養を担当しようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

第三十九条 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請に基づき、その住所地の都道府県知事が行う。

2 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師が開設したも

のであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該診療所又は薬局につき第三十七条の規定による療養の給付を取り扱う旨の申出の受理があつたときは、その申出の受理の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき前項の登録があつたものとみなす。

3 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき健康保険法第四十三条ノ五の規定による保険医又は保険薬剤師の登録があつたときは、その登録の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき第一項の登録があつたものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

4 前三項の場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が、この法律の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消され、二年を経過しないものであるときは、都道府県知事は、第一項の登録を拒み、又は同項の登録があつたものとみなさないこととすることができる。

5 健康保険法第四十三条ノ十三の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の取消は、前項本文の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなされた者の地位に影響を及ぼすものではない。

(療養取扱機関等の責務)

第四十条 療養取扱機関において行

われる療養の給付に関する準則については、厚生省令で定めるもののほか、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十一条 国民健康保険医、国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関は、療養の給付に關し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)

第四十二条 第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。

2 療養取扱機関は、前項の一部負担金(次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたとき)は、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする。この支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにとつたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、こ

の法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十三条 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、保険者が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、前条第一項の規定にかかわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該療養取扱機関に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する療養取扱機関以外の療養取扱機関について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が前条第一項の規定により当該療養取扱機関に支払つた一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 市町村は、当該市町村に係る被保険者の大多数につき前条第一項並びに第一項及び第二項の規定によりがたい特別の事情があると認める場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、条例で、当該市町村が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者から、当該療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収す

るものとするができる。

5 前項の被保険者は、前条第一項及びこの条第二項の規定にかかわらず、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。

第四十四条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、療養取扱機関に前二条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる。

一 一部負担金を減額すること。
二 一部負担金の支払を免除すること。

三 療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を療養取扱機関に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。

3 前条第四項の場合においては、市町村は、特別の理由がある被保険者で、同項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(療養取扱機関の診療報酬)

第四十五条 保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うものとし、療養取扱機関が療

養の給付に關し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者(第五十七條に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員)が当該療養取扱機関に對して支払わなければならない一部負担金に相當する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三條ノ九第二項の規定による厚生大臣の定の例による。

3 保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

4 保険者は、療養取扱機関から療養の給付に關する費用の請求があつたときは、第四十條に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を都道府県の区域を區域とする国民健康保険団体連合会(加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九號)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前五項に規定するもののほか、

療養取扱機関の療養の給付に關する費用の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(療養取扱機関の報告等)

第四十六條 厚生大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關し必要があると認めるときは、療養取扱機関に對し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは療養取扱機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(療養取扱機関の辞退等)

第四十七條 療養取扱機関は、療養取扱機関たることを辭し、又は第三十七條第五項の規定による申出を撤回し、若しくは二以上の都道府県につきその申出をした場合にその申出の範圍を縮小することができる。

2 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録の消除を求めることができる。

3 第一項の規定により療養取扱機関たることを辭し、申出を撤回し、若しくは申出の範圍を縮小し、又は前項の規定により登録の消除を求めるには、一箇月以上の予告期間を設けなければならない。

(療養取扱機関に係る申出受理の取消)

第四十八條 都道府県知事は、療養取扱機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該療養取扱機関に係る第三十七條の規定による申出の受理を取り消すことができる。

第四十條に規定する療養の給付に關する準則に違反したとき。

二 療養の給付に關する費用の請求又は第五十六條第三項の規定による支払に關し不正があつたとき。

三 第四十六條第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 当該療養取扱機関の開設者又は従業者が、第四十六條第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同条同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員と同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該療養取扱機関の従業者がその行為をした場合においては、その行為を防止するため当該療養取扱機

関において相當の注意及び監督が尽されたときを除く。

(国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録の取消)

第四十九條 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師が次の各号のいずれかに該当する場合においては、都道府県知事は、その登録を取り消すことができる。

一 第四十條に規定する療養の給付に關する準則に違反したとき。

二 第四十六條第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同条同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員と同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第五十條 厚生大臣は、第四十條の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 都道府県知事は、第三十七條第一項の申出を受理し、又はその申出の受理を取り消そうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとするときも、同様とする。

(弁明)

第五十一條 都道府県知事は、第三十七條第一項の申出の受理を拒み、又はその申出の受理を取り消そうとするときは、当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者に対

し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、国民健康保険又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとするときは、当該国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(看護又は移送の給付に関する一部負担金)

第五十二条 第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。

2 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

3 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(給付の期間)

第五十三条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年を経過したときは、行わない。ただし、市町村にあつては、条例で、三年をこえて行うことができる。

(療養費)

第五十四条 保険者は、療養の給付を行うことが困難であるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

3 療養費の額は、療養に要する費用の額から、その額の一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 前項の療養に要する費用の額の算定については、第四十五条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第五十五条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付を受けていたときは、その者は、被保険者として受けることができる期間、継続して当該保険者から

療養の給付を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、第六条第一号から第四号まで、第六号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第五十六条 療養の給付は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法、国家公務員共済組合法(他の法令において準用し、又は例による場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、医療に関する給付を受けることができる場合には、行わない。

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による療養補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償費、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の法律において準用する場合を含む)の規定による療養

補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

2 保険者は、前項に規定する法令による給付が医療の現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額(第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合が減ぜられていたときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額)をこえるとき、又は前項に規定する法令による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による療養費の支給をすべきものとした場合における療養費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が療養取扱機関に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払うことができる。ただし、当該被保険者が第四十三条第一項の規定に

より一部負担金の割合を減じているときは、被保険者が同条第二項に規定する療養取扱機関について、当該療養を受けた場合に限り。

4 前項の規定により療養取扱機関に対して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に対し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。

(世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等)

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対して第四十三条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

第二節 その他の給付

第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他

の保険給付を行うことができる。

第三節 保険給付の制限

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付は、行われない。

一 日本国外にあるとき。

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

三 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、行わない。

第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十二条 被保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付の一部を行わないことができる。

第六十三条 被保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付の全部又は一部を行わないことができる。

第四節 雑則

(損害賠償請求権)

第六十四條 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付(第四十三條第三項又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を行つたときは、その給付の額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しななければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

第六十五條 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があらるときは、保険者は、その者からその給付の額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、療養取扱機関において診療に従事する国民健康保険医が、被保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該国民健康保険医に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(強制診断等)

第六十六條 保険者は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(受給権の保護)

第六十七條 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十八條 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第五章 費用

(国の負担)

第六十九條 国は、政令の定めるところにより、保険者に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担する。

第七十條 国は、政令の定めるところにより、市町村に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用の十分の二を負担する。

(国庫負担金の減額)

第七十一條 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合において、国は、政令の定めるところにより、前条の規定により当該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額をこえることができない。

(調整交付金)

第七十二條 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

(組合に対する補助)

第七十三條 国は、政令の定めるところにより、組合に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用の十分の二を補助することができる。

(国の補助)

第七十四條 国は、第六十九條、第七十條及び前二條に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健婦に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)

第七十五條 都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

(保険料)

第七十六條 保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により国民健康保険税を課するときは、こ

の限りでない。

(保険料の減免等)

第七十七條 保険者は、条約又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)

第七十八條 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第十條第三項及び第四項、第十六條、第十六條の八、第十九條、第二十條並びに第二十二條の規定を準用する。

(督促及び延滞金の徴収)

第七十九條 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十六條第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしやうとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十六條第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(滞納処分及び先取特権の順位)

第八十條 前条の規定による督促又は地方税法第十六條第一項各号

(第三号を除く)のいずれかに該当したことに係る繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができ、この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならぬ。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができ、この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十五条第四項及び第十項の規定を適用する。

3 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。
(条例又は規約への委任)
第八十一条 この章に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収その他保険料に関して必要な事項は、条例又は規約で定める。

第六章 保健施設
第八十二条 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができ、

2 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に

前項の施設を利用させることができる。

第七章 国民健康保険団体連合会

(設立、人格及び名称)

第八十三条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、当該区域内のその他の保険者は、すべて当該連合会の会員となる。
(規約の記載事項)
第八十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 連合会の区域
- 五 会員の加入及び脱退に関する事項

六 経費の分担に関する事項
七 業務の執行及び会計に関する事項
八 役員に関する事項
九 総会又は代議員会に関する事項

十 準備金その他の財産に関する事項
十一 公告の方法
十二 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項
(運用規定)

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第三十五条まで及び第八十二条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合会議員」とあるのは「総会又は代議員会の議員」と読み替へるものとする。

第八章 診療報酬審査委員会
(審査委員会)
第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会(加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く)に、国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という)を置く。

第八十八条 審査委員会は、国民健康保険院及び国民健康保険薬剤師

を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員各九人以下の同数をもつて組織する。

2 委員は、都道府県知事が委嘱する。

3 前項の委嘱は、国民健康保険院及び国民健康保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならない。

(審査委員会の権限)

第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があるとき、都道府県知事の承認を得て、当該診療報酬機関に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該診療報酬機関の開設者若しくは管理者、当該診療報酬機関において療養を担当する国民健康保険院若しくは国民健康保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該療養取扱機関が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(省令への委任)
第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九章 審査(不服の申立)

第九十一条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第九十二条 国民健康保険審査会(以下「審査会」という)は、各都道府県に置く。

(組織)

第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ、

(会長)

第九十五条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(定足数)

第九十六条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一

人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(表決)

第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の請求の手続)

第九十八条 審査の請求は、当該処分をした保険者(第八十条第一項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。次項において同じ)の所在地の都道府県の審査会に対してしなければならない。

2 前項の請求は、当該処分をした保険者を經由してすることができる。

3 審査の請求が管轄であるときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

4 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査の請求があつたものとみなす。

(審査の請求の期間及び方式)

第九十九条 審査の請求は、処分があつたことを知つた日から六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(保険者に対する通知等)

第一百条 審査会は、審査の請求を受理したときは、原処分をした保険

者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、意見を述べることができ

(審査のための処分)

第一百一条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師に対し、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(請求手続の受継)
第一百二条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が審査の手継を受け継ぐものとする。

(本案の決定)
第一百三条 審査会は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)
第一百四条 決定は、文書をもつて行い、かつ理由を附し、会長及び決定に關与した委員が、これに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)
第一百五条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)
第一百六条 決定は、第百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

(政令への委任)
第一百七条 この章に規定するもののほか、審査会及び審査の手続に關して必要な事項は、政令で定める。

第十章 監督
(報告の徴収等)
第一百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(組合等に対する監督)
第一百九条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反してはと認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等若しくは事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合

若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つていないと認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の一部又は全部の改任を命ずることができる。

3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をするときは、当該組合又は連合会の役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ、書面にて、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第十一章 雑則

(時効)
第一百十條 保険料その他この法律の

規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。ただし、保険者の行う保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)

第一百十一條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍に關する無料証明)

第一百十二條 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする)は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(文書の提出等)

第一百十三條 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(診療録の提示等)
第一百十四條 厚生大臣又は都道府県

知事は、保険給付に關して必要があるとき、醫師、齒科醫師、藥劑師若しくは手當を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、藥劑の支給又は手當に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があるとき、療養の給付を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付に係る診療又は調剤の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(準用規定)

第百十五條 第四十六條第二項の規定は、前二條の規定による質問について、第四十六條第三項の規定は、前二條の規定による権限について準用する。

(住所に關する特例)

第百十六條 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学してゐないといふれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に屬するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該世帯に屬するものとみなす。

(被保険者証の交付に關する特例)

第百十七條 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九條第二項の規定による被保険者

証の交付の求めがあつた場合においては、条例の定めるところにより、その求めがあつた日から起算して三箇月の範圍内において条例で定める期間を経過するまでの間において被保険者証を交付するものとする。

(特別区に關する特例)

第百十八條 都は、政令の定めるところにより、特別区に行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

(就替規定)

第百十九條 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

(実施規定)

第百二十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、厚生省令(療養取扱機關の申出の受理及び国民健康保険法又は国民健康保険法施行規則の登録に關し都道府県知事の行うべき事務については、政令)で定める。

第十二章 罰則

第百二十一條 審査委員会若しくは審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した療養取扱機關の開設者、醫師、齒科醫師若しくは藥劑師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百二十二條 正当な理由なしに、

第百二十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、第百十四條第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第百二十四條 醫師、齒科醫師、藥劑師若しくは手當を行つた者又はこれを使用する者が、第百十四條第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第百二十五條 組合又は連合会が、第百八條第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百九條第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を一万円以下の

過料に処する。

第百二十六條 第十五條第二項又は第八十三條第四項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百二十七條 市町村は、条例で、第九條第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第百二十八條 市町村は、条例で、世帯主又は

世帯主であつた者が正当な理由なしに、第百十三條の規定により文書その他の物件の提示を命ぜられ、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百六條第四項の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

第百二十九條 前条第一項から第三項までの規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「規約」と、「過料」とあるのは「過怠金」と読み替へるものとする。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところにより、その施設の使用

に關し二千円以下の過怠金を徴収することができる。

附則
1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、第三條第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日までに国民健康保険事業を開始するをもつて足りる。

3 前項の市町村で、特別の事情があるものは、第三條第一項及び前項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日以後も当分の間、厚生大臣の承認を受けて、国民健康保険を行わないことができる。

4 第十一條の規定は、前二項の規定により国民健康保険を行わない市町村には、適用しない。

5 前四項に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

国民健康保険法施行法案

国民健康保険法施行法

目次

第一章	新法の總則に關する経過措置(第一條・第二條)
第二章	市町村に關する経過措置(第三條・第七條)
第三章	国民健康保険組合に關する経過措置(第八條・第十三條)
第四章	保険給付に關する経過措置(第十四條・第二十七條)
第五章	費用に關する経過措置(第二十八條・第二十九條)

（条）

第六章 国民健康保険団体連合会

に關する経過措置（第三十條—第三十二條）

第七章

審査に關する経過措置（第三十三條—第三十四條）

第八章

普通国民健康保険組合に關する経過措置（第三十五條—第四十二條）

第九章

国民健康保険を行う社団法人に關する経過措置（第四十三條—第四十七條）

第十章

他の法律の一部改正（第四十八條—第六十六條）

第十一章

雜則（第六十七條—第七十一條）

附則

第一章 新法の總則に關する経過措置

（勸告及び助言）

第一条 厚生大臣又は都道府県知事は、昭和三十六年三月三十一日までの間において、国民健康保険を行つていない市町村に対し、その行う国民健康保険事業の開始につき適切な勸告及び助言をすることが出来る。

（保険者）

第二条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第 号、以下「新法」という。）の施行の際現に従前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号、以下「旧法」という。）の規定により国民健康保険を行つて

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

法の施行後も、第八章又は第九章の定めるところにより、引き続き国民健康保険を行うことが出来る。

第二章 市町村に關する経過措置

（一部区域における実施）

第三条 新法の施行の際現に旧法第八條ノ十五第三項の規定により指定されている市及び新法の施行後国民健康保険事業を開始する市であつて特別の理由により厚生大臣が指定するものは、新法第五条の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより、その一部の区域内に住所を有する者のみを被保険者とする事が出来る。

2 市町村は、新法第五条の規定にかかわらず、当分の間、都道府県知事の承認を受け、条例の定めるところにより、その区域のうち医療機関のない離島その他国民健康保険を行うことが著しく困難である区域内に住所を有する者を被保険者とし、ないことが出来る。

（就替規定）

第四条 昭和三十三年七月一日前に日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、新法第六條第五号中「一年」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとする。

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

（被保険者の資格）

第五条 新法の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、新法第五条及び第六条の規定にか

わらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、被保険者の資格に關して、条例の定めるところにより、旧法第八條ノ十五第一項（同項第四号の規定に基く条例を含む。）の規定の例によることが出来る。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の市町村は、同項の規定により被保険者の資格に關して従前の例による場合においても、新法第六條第四号及び第五号に規定する被扶養者に該當する者は、被保険者として該當する者ではない。ただし、新法の施行の際現に当該市町村の被保険者であり、かつ、新法第六條第四号及び第五号に規定する被扶養者に該當する者は、この限りでない。

3 第一項の市町村が被保険者の資格に關して従前の例によることとしないため、新法の施行の際現に療養の給付を受けている当該市町村の被保険者が新法の施行と同時にその資格を失つたとき、又は同項の市町村が同項の期間内に被保険者の資格に關して従前の例によらないこととしたため、若しくは同項の期間の経過によつて従前の例によることができなくなつたため、新法の施行前から引き続き当該市町村の被保険者であり、かつ、新法の施行の際現に療養の給

付を受けていた者がその資格を喪失したときは、当該市町村は、その者の当該療養の給付の給付事由たる疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關して、その者の被保険者の資格の喪失後も、旧法の規定によつて当該療養の給付を開始した日から起算して新法の施行の際における従前の例により療養の給付を行ふべき期間、新法の施行の際における従前の例による療養の給付を行わなければならない。

4 前項の規定による療養の給付については、新法第五十六條及びこの法律の第二十三條の規定を準用する。

（資格の取得及び喪失の時期）

第六條 第三條又は町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八條（新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）において例による場合を含む。以下同じ。）の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行う市町村の被保険者に關しては、新法第七條及び第八條第一項中「当該市町村の区域内」とあるのは、「当該市町村の国民健康保険を行う区域内」と読み替へるものとする。

2 前項の市町村の被保険者が当該市町村の国民健康保険を行う区域内に住所を有しなくなつた日に当該市町村のその他の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に普通国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたときは、前項の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

第八條 旧法第十一條の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七條の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

（規約）

第九條 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

第八條 旧法第十一條の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七條の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

（規約）

第九條 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

第八條 旧法第十一條の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七條の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

（規約）

第九條 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

第八條 旧法第十一條の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七條の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

（規約）

第九條 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

（現に存する特別国民健康保険組合）

第八條 旧法第十一條の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際現に存するものは、新法第十七條の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

（規約）

第九條 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の

規定により読み替へられる新法第八條第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八條第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

（条例の協議）

第七條 新法の施行前に旧法第八條ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二條の規定に基く政令で定める事項に關するものである場合には、当該市町村において同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に關する経過措置

規定に抵触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険組合については、新法の施行の際現にその組合員が住所を有する市町村の区域が、その組合の地区として規約に定められていたものとみなす。

3 前条の国民健康保険組合は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による地区をその区域に含む市町村の名称を、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

(組合員及び被保険者の資格)

第十条 第八条の国民健康保険組合は、新法第十三条第三項及び第十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、組合員及び被保険者の資格に關して、規約の定めるところにより、旧法第十条第二項及び第十四条第一項(同項第四号の規定に基く規約を含む)の規定の例によることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八条の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の場合においては、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の喪失の時期)

第十一条 国民健康保険組合の被保険者が組合員又は組合員の世帯に

属する者でなくなつた場合において、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより普通国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたときは、新法第二十一条本文の規定にかかわらず、その被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

(役員及び組合員)

第十二条 新法の施行の際現に第八条の国民健康保険組合の理事又は当該組合の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員に就任する者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は組合員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任され、又は選任された日から起算するものとする。

2 第八条の国民健康保険組合の組合員に關する規定については、新法の施行の際現に組合員である者の任期が満了するまでの間は、新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。(清算)

第十三条 第八条の国民健康保険組合で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

第四章 保険給付に關する経過措置

(療養の給付の範囲)

第十四条 市町村又は国民健康保険組合(以下「保険者」という)は、

新法第三十六条第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に掲げる療養のうち政令で定める範囲に属する療養については、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付を行わないことができる。

2 保険者が新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち前項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている場合において、被保険者が当該範囲に属する療養につき療養の給付を受けようとするときは、新法第三十六条第五項の規定にかかわらず、保険者が開設者の同意を得て定める療養取扱機関のうち自己の選定するものについて、これを受けるものとする。

3 新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている被保険者は、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により前項の療養取扱機関以外の療養取扱機関について当該範囲に属する療養を受けたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。この場合においては、その額の算定につき、新法第五十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 新法の施行の際現に新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこと

としていた被保険者が、新法の施行後も引き続き当該範囲に属する療養につき療養の給付を行う場合において、当該被保険者が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者(当該療養担当者が医師若しくは歯科医師又は薬剤師であるときは、これらの者が国民健康保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局とする。以下同じ)が新法の施行と同時に新法による療養取扱機関となつたときは、当該療養取扱機関は、当該被保険者が第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

(療養取扱機関並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師)

第十五条 市町村若しくは第八条の国民健康保険組合が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者又は新法の施行の際現に健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局であるものについては、新法の施行の際、新法第三十七条第一項の申出の受理があつたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により新法第三十七条第一項の申出の受理があつたものとみなされた療養担当者において新法の施行の際現に診療又は調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師又は新法の施行の際現に健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医若しくは保

險薬剤師であるもの(これらの者が診療所又は薬局を開設したものであり、かつ、これらの者のみが診療又は調剤に従事している場合におけるこれらの者を除く)は新法の施行の際、新法第三十九条第一項の規定による国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

(一部負担金)

第十六条 新法の施行前に行われた療養の給付に關する一部負担金については、なお従前の例による。

第十七条 新法の施行の際現に旧法第八条ノ九の規定による一部負担金の療養の給付に要する費用に対する割合を二分の一未満としている被保険者が、新法の施行後も引き続きその割合による場合において、当該被保険者が新法の施行の際現に旧法第八条ノ五の規定により定めていた療養担当者が新法の施行と同時に療養取扱機関となつたときは、当該療養取扱機関は、当該被保険者が新法第四十三条第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

(診療報酬等)

第十八条 新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬の額及びその審査の基準については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条第五項の規定は、新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬について新

法の施行後に請求があつた場合におけるその審査及び支払に関する事務についても、適用する。

3 新法の施行前に旧法第四十七条ノ二第一項又は第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して診療報酬請求書の審査の請求又は委託が行われ、新法の施行の際まだその審査に関する事務が終了していないものについては、新法第四十五条第五項の規定により診療報酬請求書の審査の委託があつたものとみなす。

4 新法の施行前に旧法第四十七条ノ二第一項の規定により国民健康保険診療報酬審査委員会に対して行われた請求に係る診療報酬請求書の審査に関する事務が終了するまでの間は、当該国民健康保険診療報酬審査委員会に關しては、旧法第四十七条ノ三から第四十七条ノ七までの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(療養取扱機関の報告等)

第十九条 旧法第八條ノ五の規定による療養担当者又は療養担当者であつたものが、第十五条第一項本文又は新法第三十七条第三項本文の規定により療養取扱機関となつたときは、新法第四十六条第一項の規定は、当該療養取扱機関又は当該療養取扱機関において診療若しくは調剤に従事する医師、歯科医師若しくは薬剤師が旧法第八條ノ五の規定により担当した療養の給付についても、適用する。

(療養取扱機関に係る申出受理の取消等)

第二十条 前条の新法による療養取扱機関に対しては、都道府県知事は、当該療養取扱機関につき新法の施行前に新法第四十八条各号のいずれかに相当する事実があつたことを理由として、同条の規定による処分をすることが出来る。

(給付の期間)

第二十一条 新法の施行の際現に旧法の規定による療養の給付を受けている者の当該疾病若しくは負傷又はこれによつて発した疾病については、当該療養者が旧法の規定により当該療養の給付を開始した日を新法の規定による療養の給付を開始した日とみなして、新法第五十三条の規定を適用する。

2 新法の施行の際現に旧法の規定に基づく規約で同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し三年をこえる期間療養の給付を行ふこととして国民健康保険組合は、新法の施行の際現に療養の給付を受けている者の当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病については、新法第五十三条の規定にかかわらず、旧法の規定によつて当該療養の給付を開始した日から起算して従前の例により療養の給付を行ふべき期間、従前の例による療養の給付を行わなければならない。

3 当分の間、特別の事情がある市町村は、厚生大臣の承認を受け、条例の定めるところにより新法第五十三条の期間を三年未満とすることが出来る。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第二十二條 被保険者が昭和三十六年三月三十一日以前に新法第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合においては、新法第五十五条第一項の規定による療養の給付は、同条第二項各号のいずれかに当該するに至つたときは、当該療養者が市町村である場合にはその者が昭和三十六年三月三十一日以前において当該市町村の区域内(当該市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該市町村の国民健康保険を行う区域)に住所を有しなくなつたとき、当該被保険者が国民健康保険組合である場合にはその者が昭和三十六年三月三十一日以前において当該組合の組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたときも、行われない。

(被保険者が被扶養者である場合)

第二十三條 新法第六條第四号又は第五号に規定する被扶養者に該當するにかかわらずこの法律の規定により被保険者である者については、新法第五十六条第一項の規定にかかわらず、その者の当該疾病又は負傷につき同項前段に規定する法律の規定によりその被扶養者たることによる医療に關する給付を受けることができる場合においても、同項の規定を適用しない。

(給付制限)

第二十四條 市町村は、新法第三十六条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより

り、当該市町村の区域内(当該市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該市町村の国民健康保険を行う区域)とす。以下この条において同じ)に住所を有するに至つたため被保険者の資格を取得した者に対して、当該資格を取得した日から起算して六箇月をこえない期間、当該資格を取得した日前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に關し、療養の給付の一部を行わないことができる。ただし、次の各号のいずれかに該當する場合は、この限りでない。

一 国民健康保険を行つてゐる他の市町村の区域内(当該他の市町村が第三條第一項又は町村合併促進法第十八條の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つてゐるときは、当該他の市町村の国民健康保険を行う区域)又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の区域内に住所を去つて当該市町村の区域内に住所を有するに至つたとき。

二 婚姻、養子縁組その他厚生省令で定める理由により当該市町村の区域内に住所を有するに至つたとき。

第二十五條 新法第六十條及び第六十一条の規定は、新法の施行の際現に条例又は規約の定めるところにより新法第六十條又は第六十一条に規定する理由と同一の理由による給付の制限の全部又は一部を行われないこととしてゐる被保険者については、新法の施行前に疾病にかかり、又は負傷した被保険者が新法の施行後引き続き当該被保険者の被保険者である間の当該疾病又は負傷に係る療養の給付に關し、当該給付の制限を行わないこととしてゐる限度において、適用しない。

(損害賠償請求権)

第二十六條 新法第六十四條の規定は、給付事由が第三者の新法の施行前の行為によつて生じた場合についても、適用するものとする。

2 第三者の新法の施行前の行為によつて生じた給付事由について旧法の規定によつて保険給付を行つた被保険者は、新法の施行と同時に、その給付の額(当該給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から旧法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)の限度において、当該保険給付を受けた者が新法の施行の際第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

3 第三者の新法の施行前の行為によつて給付事由が生じ、新法の施行前に第三者から同一の事由について損害賠償を受けた者については、新法の施行後は、保険者は、その額の限度において、保険給付を行う責を負わない。

(未支給の保険給付)

第二十七條 新法の施行前に行うべきであつた保険給付で新法の施行の際まだ行つていないものについては、この法律に別段の規定があ

るものを除くほか、なお従前の例による。

第五章 費用に関する経過措置

(国の負担等)

第二十八條 新法第六十九條、第七十條及び第七十二條から第七十四條までの規定は、昭和三十三年十月一日以後の期間に係る費用について適用する。この場合において、同日以後同年十二月三十一日までの間に旧法の規定によつて行

われた国民健康保険事業は、新法の規定によつて行われたものとみなし、新法第七十一條の規定は、市町村が確保すべき同期間に係る旧法の規定による収入を不当に確保しなかつた場合においても、適用するものとする。

2 昭和三十三年九月三十日以前の期間に係る費用についての国庫の補助については、新法の施行後も、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十七條第二項中「当該年度」とあるのは、昭和三十三年度の補助金については、昭和三十三年四月一日ヨリ同年九月三十日マデノ間」とする。

(保険料)

第二十九條 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収すべきであつた保険料で、新法の施行前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収した保険料で新法の施行後の期間に係るものについては、新法の規定によつて賦課し、又は徴収したものとみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会に関する経過措置

(現に存する国民健康保険団体連合会)

第三十條 旧法第三十八條第一項の規定により設立された国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に存するものは、新法第八十三條の規定により設立されたものとみなす。

(規約)

第三十一條 前条の国民健康保険団体連合会の規約で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の規定に抵触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険団体連合会で、新法の施行の際現にその規約にその国民健康保険団体連合会の区域に関する規定がないものについては、新法の施行の際現にその会員である市町村の区域及び新法の施行の際現にその会員である国民健康保険組合(旧法の規定による普通国民健康保険組合及び国民健康保険を行う社団法人を含む)が主たる事務所を有する市町村の区域が、その国民健康保険団体連合会の区域として規約に定められているものとみなす。

3 前条の国民健康保険団体連合会は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による区域をその区域に含む都道府県の名称を、当該国民健康保険団体連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する

都道府県知事(その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会にあつては、厚生大臣)に届け出なければならぬ。

(役員等)

第三十二條 新法の施行の際現に第三十條の国民健康保険団体連合会の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員に職務のある者並びに総会の議員である者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は総会の議員となつたものとみなす。ただし、理事又は監事に選任されたものとみなされる者については、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任された日から起算するものとする。

2 第三十條の国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

第七章 審査に関する経過措置

(不服の申立)

第三十三條 新法第九十一條第一項の規定による審査の請求は、旧法の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他旧法の規定による徴収金に関する処分不服がある者も、することができ。

(審査会)

第三十四條 新法の施行の際現に旧法第五十二條ノ二の規定により置かれていた国民健康保険審査会は、新法第九十二條の規定により置かれていたものとみなし、旧法第五十二條ノ三第一項の規定によ

り委嘱されたその委員である者及び旧法第五十二條ノ五第一項の規定により選任されたその会長である者は、それぞれ新法第九十三條第一項の規定による委員及び新法第九十五條第一項の規定による会長とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧法の規定により委嘱された日から、起算する。

第八章 普通国民健康保険組合に関する経過措置

(普通国民健康保険組合に関する旧法の規定)

第三十五條 第二條の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合については、旧法第九條第二項、第十條第一項及び第三項、第十二條、第十三條、第十四條第二項、第十七條並びに第四章第二節及び第三節の規定は、なおその効力を有する。

(組合員及び被保険者の資格)

第三十六條 前条の規定によりなおその効力を有する旧法第十條第一項の規定にかかわらず、新法第六條各号のいずれかに該当する者は、前条の普通国民健康保険組合の組合員となることができない。ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当しない者があるときは、この限りでない。

2 前条の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員及び組合員の世帯に属する者とする。ただし、新法第六條各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

第三十七條 第三十五條の普通国民健康保険組合は、前条の規定にかかわらず、組合員及び被保険者の資格に関して、規約の定めるところにより、旧法第十條第二項及び第十四條第一項(同項第四号の規定に基く規約を含む)の規定の例によることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八條の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「二年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の場合においては、第五條第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の取得及び喪失の時期)

第三十八條 第三十五條の普通国民健康保険組合の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は新法第六條各号のいずれにも該当しない者となつた日から、その資格を取得する。

2 第三十五條の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は新法第六條各号(第七号を除く)のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日に他の普通国民健康保険組合又は市町村若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

3 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、新法第六条第七号に該当するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

(準用規定)

第三十九条 新法第九条の規定は、第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「普通国民健康保険組合」と読み替へるものとする。

(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十条 第三十五条の普通国民健康保険組合に關しては、当該組合を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第十五条及び第十六条並びに第四章から第十二章まで(第七十三条を除く)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第四十三条第四項、第四十四条第三項、第五十三条ただし書及び第七十条から第七十二条まで並びにこの法律の第二十一条第三項及び第二十四条の規定の適用については、当該組合を市町村とみなす。

(分割の認可及び解散)

第四十一条 第三十五条の普通国民健康保険組合の地区のうちその一部の区域につき市町村が国民健康保険を行うに至つたときは、当該組合については、当該一部の区域により分割することにつき同条の

規定によりなおその効力を有する旧法第三十四条の規定による都道府県知事の認可があつたものとみなし、当該地区の全部につき市町村が国民健康保険を行うに至つたときは、当該組合は、解散するものとする。

(他の法律における「国民健康保険組合」)

第四十二条 他の法律(新法を除く)において「国民健康保険組合」には、第三十五条の普通国民健康保険組合を含むものとする。

第九章 国民健康保険を行う社団法人に關する経過措置

(国民健康保険を行う社団法人に關する旧法の規定)

第四十三条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う社団法人については、旧法第五章(第三十七条ノ四を除く)の規定は、なおその効力を有する。

(被保険者の資格)

第四十四条 前条の社団法人の被保険者は、その社員及び社員の世帯に属する者並びに当該社団法人の地区内の世帯主及びその世帯に属する者とする。ただし、新法第六

条各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

2 前条の社団法人は、前項の規定にかかわらず、被保険者の資格に關して、規程の定めるところにより、旧法第三十七条ノ四第一項(同項第四号の規定に基く規程を含む)の規定の例によることのできる。ただし、同項第二号中「六

月」とあるのは、「昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八条の規定により交付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」とし、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

(準用規定)

第四十五条 第三十八条の規定は、第四十三条の社団法人の被保険者の資格の取得及び喪失の時期について準用する。この場合において、第三十八条第一項及び第二項中「組合員」とあるのは、「社員若しくは当該社団法人の地区内の世帯主」と読み替へるものとする。

2 新法第九条の規定は、第四十三条の社団法人の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九条中「被保険者の属する世帯の世帯主」とあるのは「社員又は被保険者の属する世帯の世帯主」と、「世帯主」とあるのは「社員又は世帯主」と、「市町村」とあるのは「国民健康保険を行う社団法人」と読み替へるものとする。

(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十六条 第四十三条の社団法人に關しては、当該社団法人を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第四章から第十二章まで(第七十三条、第七十九条、第八十条及び第二百二十八条を除

く)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第四十三条第四項、第四十四条第三項、第五十三条ただし書及び第七十条から第七十二条まで並びにこの法律の第二十一条第三項及び第二十四条の規定の適用については、当該社団法人を市町村とみなす。

2 前項の規定により第四十三条の社団法人に關して新法及びこの法律の規定を適用する場合においては、これらの規定中「規約」とあるのは「社員又は世帯主」と、新法第九十九条第四項中「解散を命ずる」とあるのは「国民健康保険を行うことの許可を取り消す」と読み替へるものとする。

(廢止の許可)

第四十七条 第四十三条の社団法人の地区の全部又は一部につき市町村が国民健康保険を行うに至つたときは、当該社団法人については、同条の規定によりなおその効力を有する旧法第三十七条ノ二第三項の規定による国民健康保険を廢止することの許可があつたものとみなす。

第十章 他の法律の一部改正

(登録税法の一部改正)

第四十八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会」を加へ、同条に次の一号を加へる。

二十九 国民健康保険組合又ハ国民健康保険団体連合会ガ国民健康保険法第八十二条第一項(同法第八十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第九ノ十の次に次の一号を加へる。

九ノ十一 国民健康保険ニ關スル証書、帳簿

(健康保険法の一部改正)

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二第一項第六号中「又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を削り、同条第二項を次のように改める。

前条ノ規定ニ依リ健康保険ノ被保険者タルベキ者ニシテ保險者又ハ第十二条ノ規定ニ依リ共済組合ノ承認ヲ受ケタルモノハ健康保険ノ被保険者トセズ但シ健康保険ノ被保険者タルザルニ依リ国民健康保険ノ被保険者タルベキ期間ニ限ル

第五十一条 第六第一項中「国民健康保険ヲ行フ市町村若ハ国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を「市町村又ハ国民健康保険組合」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第二条の規定により普

通国民健康保険組合又ハ国民健康保険団体連合会ガ国民健康保険法第八十二条第一項(同法第八十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第九ノ十の次に次の一号を加へる。

九ノ十一 国民健康保険ニ關スル証書、帳簿

(健康保険法の一部改正)

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二第一項第六号中「又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を削り、同条第二項を次のように改める。

前条ノ規定ニ依リ健康保険ノ被保険者タルベキ者ニシテ保險者又ハ第十二条ノ規定ニ依リ共済組合ノ承認ヲ受ケタルモノハ健康保険ノ被保険者トセズ但シ健康保険ノ被保険者タルザルニ依リ国民健康保険ノ被保険者タルベキ期間ニ限ル

第五十一条 第六第一項中「国民健康保険ヲ行フ市町村若ハ国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を「市町村又ハ国民健康保険組合」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第二条の規定により普

通国民健康保険組合又ハ国民健康保険団体連合会ガ国民健康保険法第八十二条第一項(同法第八十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第九ノ十の次に次の一号を加へる。

九ノ十一 国民健康保険ニ關スル証書、帳簿

(健康保険法の一部改正)

第五十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二第一項第六号中「又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を削り、同条第二項を次のように改める。

前条ノ規定ニ依リ健康保険ノ被保険者タルベキ者ニシテ保險者又ハ第十二条ノ規定ニ依リ共済組合ノ承認ヲ受ケタルモノハ健康保険ノ被保険者トセズ但シ健康保険ノ被保険者タルザルニ依リ国民健康保険ノ被保険者タルベキ期間ニ限ル

第五十一条 第六第一項中「国民健康保険ヲ行フ市町村若ハ国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人」を「市町村又ハ国民健康保険組合」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第二条の規定により普

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日【參議院】

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日【參議院】

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日【參議院】

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日【參議院】

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和三十三年十二月十六日【參議院】

通国民健康保険組合又は営利を目的としない社団法人が国民健康保険を行う間は、当該組合又は社団法人の事業所に使用される者の健康保険の被保険者の資格に關しては、健康保険法第十三条ノ二第一項第六号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 昭和三十三年三月三十一日までの間は、国民健康保険の被保険者に対する家族療養費の支給の委託に關しては、健康保険法第五十九条ノ六第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第五十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の二を次のように改める。

八の二 国民健康保険の事務の執行並びに療養の給付及び療養費の支給に要する経費

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第五十三条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険を行う市町村、国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人」を「市町村若しくは国民健康保険組合」に、「国民健康保険法(昭和二十三年法律第六十号)」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第

号)」に改め、「又はこれを使用する者」を削る。
(社会保険診療報酬支払基金法の

一部改正に伴う経過措置)
第五十四条 第二条の規定により新法の施行後も国民健康保険を行う普通国民健康保険組合及び営利を目的としない社団法人は、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法の適用については、国民健康保険組合とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)
第五十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 国民健康保険団体連合会の設立及び規約の変更、予算等に関する総会又は代議員会の議決を認可し、国民健康保険の被保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、事業及び財産に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第五十七条 国民健康保険の被保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

第二十九条第一項の表中中央社会保険医療協議会の項中「国民健康保険の療養の給付を担当する者」を「国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師」に改め、「並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額」を削る。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)
第五十六条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「国民健康保険の療養の給付を担当する者(以下)を「国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師(以下単に「改め、

「並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額」を削る。

第十四条第一項第二号中「並びに国民健康保険における適正な診療報酬の標準額」を削り、同条第二項に後段として次のように加える。

国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)第三十七条第一項に規定する申出の受理及び同法第四十八条に規定するその申出の受理の取消並びに同法第四十九条の規定による登録の取消についても、同様とする。

(生活保護法の一部改正)
第五十七条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項を次のように改める。

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

(地方税法の一部改正)
第五十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第七百三十三条の三第二項中「療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額」を「療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付に要する一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分

の九十に相当する額」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 前項の標準課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	資産割総額	被保険者均等割総額	世帯別平等割総額
百分の四十	百分の十	百分の三十五	百分の十五	百分の十五
百分の三十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五

第七百三十三条の三第四項を削り、同条第五項中「課税額は、」の下に「前項の表の上欄に掲げる標準課税総額の区分に応じ、」を加え、「所得割総額及び資産割総額並びに被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額」を「所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額又は世帯別平等割総額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「市町村民税の所得割額」を「同号本文の課税総所得金額又は市町村民税の所得割額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を

「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第七百六条の次に次の二条を加える。

(国民健康保険税の徴収の特例)
第七百六条の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第二百九十二条第四号の課税総所得金額又は市町村民税の所得割額が確定しないため当該年度の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、

その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、それぞれ納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額をこえることができない。

2 市町村は、前項の規定によつて

国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度の国民健康保険税額をこえることとなるときは、第十七条の規定の例によつて、その過納税を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

(徴収の特例に係る国民健康保険税額の修正の申出等)

第七百六条の三 前条第一項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額に満たないこととなる認められるときは、同項の規定によつて国民健康保険税を徴収されることとなる者は、条例で定める期限ま

で、市町村長に同項の規定によつて徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市町村長は、当該年度の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第一項の規定によつて徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

第七百二十五条第二項から第六項までの規定は、前二項の規定による修正の申出及び修正について準用する。

第七百二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度の国民健康保険税額が確定する日までの間は、国税徴収法第二十四条の規定による公売は、することができない。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 医療法人その他旧法の規定による療養担当者が旧法の規定に基づく療養の給付につき支払を受けた金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和三十四年度分の国民健康保険税から適用する。

3 昭和三十三年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(結核予防法の一部改正)

第六十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)に改める。

第三十九条第一項中「指定医療機関が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ)に国民健康保険(特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ)が行われているときは、その診療報酬の例により、指定医療機関が所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、」を削り、「健康保険」を「国民健康保険」に改める。

第五十二条中「市町村」の下に「(特別区を含む。以下同じ)」を加える。

(結核予防法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合及び貸利を目的としない社団法人は、前条の規定による改正後の結核予防法の適用については、新法の規定による保険者とみなし、その被保険者は、新法の規定による被保険者とみなす。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六十二条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「療養の給付又は」を削り、「若しくは出産手当金」を「又は出産手当金」に、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)に改める。

第六十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 医療若しくは歯科医療を営む個人又は医療法人が旧法の規定による療養の給付につき支払を受けるべき金額については、なお従前の例による。

第十一章 雑則

(従前の行為及び手続)

第六十七条 この法律に別段の規定があるものを除くほか、旧法の規定に基いてした保険給付、審査の請求その他の行為又は手続で、新法の相当規定があるものは、新法の当該相当規定に基いてした行為又は手続とみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第六十八条 新法の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別区)

第六十九条 この法律において「市町村」には、特別区を含むものとする。

(新法及びこの法律の施行のため必要な行為)

第七十条 新法及びこの法律を施行するために必要な条例又は規約の制定又は改正、新法第四十五条第三項の規定による別段の定め及びその認可、新法第八十八条の

規定による国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、新法の施行前においても、行うことができる。

（政令への委任）

第七十一条 この法律に規定するもののほか、新法の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

最低賃金法案

最低賃金法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	九条
第二章 最低賃金（第三条―第十九条）	九条
第三章 最低工賃（第二十条―第二十五条）	九条
第四章 最低賃金審議会（第二十六条―第三十二条）	九条
第五章 雑則（第三十三条―第四十三条）	九条
第六章 罰則（第四十四条―第四十六条）	九条
附則	
第一章 総則	
（目的）	
第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的	

向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「労働者」、「使用者又は賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、淨洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡し、その者がその物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

3 この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む）について委託をするもの

二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

4 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造

又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を常時使用していないものをいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対価として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第二項第二号の委託の場合において同号の物品の買受について委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡について家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

第二章 最低賃金

（最低賃金の原則）

第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

（最低賃金額）

第四条 最低賃金額（最低賃金）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

（最低賃金の効力）

第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第六条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

（最低賃金の競合）

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最

高のものにより第五条の規定を適用する。

（最低賃金の適用除外）

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働基準局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける者

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の労働省令で定める者

（業者間協定に基づく最低賃金）

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に關する定に基き、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加し

使用者の団体の構成員である使用者を含む）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

（業者間協定に基づく地域的最低賃金）

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が前条第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、これらの最低賃金に基づき、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（労働協約に基づく地域的最低賃金）

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定を含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む）の全

部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定に基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（異議の申出）

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第十条又は前条の規定による同種の労働者を使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の規定による場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業場について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定をすることができる。

（最低賃金の改正等）

第十三条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

（業者間協定の締結等の勧告）

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があるとき、使用者又はその団体に對し、賃金の最低額に関する業者間協定の締結又は改正を勧告することができる。

（最低賃金審議会への諮問）

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定又は前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

（最低賃金の効力の存続）

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があるとき、第九條第一項、第十條、第十一條又は第十三條第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があるとき、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（公示及び効力）

第十七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条、第十一条及び前条第一項の規定並びにこれらの規定による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日）から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その他の最低賃金に関する決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低賃金の効力の存続）

第十八条 第九條第一項、第十條又は第十一條の規定による最低賃金の基礎となつた業者間協定又は労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

（周知義務）

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、当時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第三章 最低賃金

（最低賃金の決定）

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十条、第十一条又は第十六條第一項の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があるとき、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、必要があるとき、当該地域

内の家内労働者で前項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で前項に規定する委託者と同種の事業を営むものに、当該最低賃金を適用すべきことの決定をすることが出来る。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金について必要があるとき、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることが出来る。

第二十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低賃金の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日から、その効力を生ずる。

（最低賃金額等）
第二十二條 最低賃金は、当該最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低賃金額（最低賃金において定める工賃の額をいう。以下同じ）は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

3 最低工賃においては、その適用を受ける家内労働者の範囲及び工賃の支払の期限を定めるものとす

る。

（最低工賃の効力）

第二十三條 最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に対して委託する場合は、その家内労働者に対し、最低賃金額以上の工賃を支払わなければならない。

2 最低工賃の適用を受ける家内労働者と委託者との間の委託の契約で最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低工賃と同様の規定をしたものとみなす。

3 第六條の規定は、最低工賃の適用について準用する。

（最低工賃等の明示）
第二十四條 最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に委託をするときは、工賃の額及び工賃の支払の期限を定め、当該最低工賃額及び当該最低工賃において定める支払の期限とともにこれを明示しなければならない。

（帳簿の備付）
第二十五條 最低工賃の適用を受ける委託者は、労働省令で定めるところにより、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者で委託に係るものに関し、その氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を営業所に備えて置かなければならない。

第四章 最低賃金審議会
（設置）
第二十六條 労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働基準局に

地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第二十七條 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に依りて、最低賃金又は最低工賃に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することが出来る。

（組織）
第二十八條 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 最低賃金審議会には、委員のほか、特別委員を置くことが出来る。

3 特別委員は、議決に加わることが出来ない。

（委員及び特別委員）
第二十九條 委員は、政令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

第三十條 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）
第三十一條 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことが出来る。

2 最低賃金審議会は、第十六條第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 最低工賃に関して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第二十八條第二項及び第三項、第二十九條第一項、第四項及び第五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

（政令への委任）
第三十二條 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し

必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（援助）
第三十三條 政府は、使用者、労働者、委託者及び家内労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

（調査）
第三十四條 労働大臣は、賃金、工賃その他労働者又は家内労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

（報告）
第三十五條 労働大臣及び都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃に関する事項の報告をさせることが出来る。

（職権等）
第三十六條 第九條第一項、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及び第二十條に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局長の管轄区域にわたる事業及び一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事業で労働大臣が全国的に關連があると認めて労働省令で定めるところにより指定するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事業（労働大臣の職権に属する事業を除く。）については、当該都道府県労働

働基準局長が行う。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局部が決定した最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第十五条の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要の限度において、使用者又は委託者の事業場又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察官の職務を行う。

(船員に関する特例)

第四十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員

(以下「船員」という。)に關しては、この法律に規定する労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督官の権限に屬する事項は、運輸大臣、海運局長又は船員労働官が行うものとし、この法律中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「都道府県労働基準局の管轄区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替へるものとする。

第四十一条 船員に關しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に屬する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という)が行う。

2 船員労働委員会には、前項の規定によりその権限に屬せられた事項を調査審議させるため、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、運輸大臣が任命する。

4 第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第二項の特別委員について準用する。

第四十二条 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4 最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5 第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の規定は最低賃金専門部会について、準用する。

(省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十四条 第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条又は第二十五条の規定に違反した者

二 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第四十六条 前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行つた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない箇内において、各規定につき、政令で定める。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

(最低賃金)

第二十八条 賃金の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和

年法律第 号)の定めるところによる。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

第二百九条から第三十一条までを削除

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和 年法律第 号)の定めるところによる。

第七十一条第一号中「船員労働委員会」を「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。)」に改める。

第六十六条第一項中、「第五十九条第二項」及び「第五十九条第二項の場合には同条の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額」を削る。

第六十条中、「第五十九条第二項」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第五十条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員法(昭和二十二年法律第百号)」を、「船員法(昭和二十二年法律第百号)及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第六十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二十三号を次のように改める。

第二十三 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をする

こと。

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 船員の最低賃金に關すること。

第四十条第一項第十三号の次に

次の一号を加える。

十三の二 船員の最低賃金に関すること。

第五十七条を次のように改める。
(船員労働委員会)

第五十七条 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)及び最低賃金法(昭和

法律第 号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第十三条第一項の表中

金に関する事項を調査審議し

を削り、

重要事項を調査審議

を

中央最低賃金審議

議事

審議すること

金及び最低

に改める。

第十五条第一項中「及びけい肺

及び外傷性せき随障害の療養等

に関する臨時措置法(これに基く命

令を含む。)」を「けい肺及び外

傷性せき随障害の療養等に関する

臨時措置法(これに基く命令を含

む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

第四条第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 最低賃金法(昭和

年法律第 号)に基い

て、最低賃金並びにその改正

及び廃止の決定をすること。

三十二の七 最低賃金法に基い

て、最低工賃並びにその改正

及び廃止の決定をすること。

第八条第一項第六号の四の次に

次の一号を加える。

六の五 最低賃金及び最低工賃

に関すること。

第八条第一項第十一号中「及び

けい肺及び外傷性せき随障害の療

養等に関する臨時措置法(これに基

く命令を含む。)」を「けい肺及び

外傷性せき随障害の療養等に関する

臨時措置法及び最低賃

金法」に改める。

労働大臣の求に応じ、最低賃

て意見を提出すること。

けい肺に関する重要事項を調査

と。

労働大臣の諮問に応じ、最低賃

工賃に関する事項を調査審議す

る。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十六条第一項の表を次のよう

に改める。

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

第十七条第一項中「及びけい肺

及び外傷性せき随障害の療養等

に関する臨時措置法(これに基く命

令を含む。)」を「けい肺及び外

傷性せき随障害の療養等に関する

臨時措置法(これに基く命令を含

む。及び最低賃金法(これに基く

命令を含む。)」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第八条 労働組合法(昭和二十四年

法律第七十四号)の一部を次の

ように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

4 第一項の申立に係る労働協約

が最低賃金法(昭和 年法律

第 号)第十一条に規定する

労働協約に該当するものである

と認めるときは、労働大臣又は

都道府県知事は、同項の決定

をするについては、賃金に関する

部分に関し、あらかじめ、中

央最低賃金審議会又は都道府県

労働基準局長の意見を聞かなければならない。

この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十九条第二十二項中「この法律」の下に「(第十八条第四項の規定を除く。)」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第九条 地方公務員法(昭和二十五

年法律第二百六十一号)の一部を

次のように改正する。

第五十八条第一項中「及び労働

関係調整法(昭和二十一年法律第

二十五号)」を「労働関係調整法

(昭和二十一年法律第二十五号)及

び最低賃金法(昭和 法律第

号)」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十条 自衛隊法(昭和二十九年法

律第六十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八十八条中「及び船員法」を「

船員法」に、「並びにこれらに基

く命令」を「及び最低賃金法(昭

和 年法律第 号)並び

にこれらに基く命令」に改める。

昭和三十三年十二月二十日印刷

昭和三十三年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局